

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成21年の平均寿命（厚生労働省：平成21年簡易生命表による）は、男79.59年（前年比0.30年増）、女86.44年（同0.39年増）で、世界最高の水準である。また、65歳の平均余命は、平成21年は男18.88年（前年比0.28年増）、女23.97年（同0.33年増）となっている。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成21年の出生数は107万人と前年に比べて若干数減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.37で前年と同率であった。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成22年4月1日現在で65歳以上人口が2,927万人と総人口の23.0%を占めており、年々増加している。将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計、中位推計）では、65歳以上人口の割合は平成20（2008）年時点の22.1%から平成25（2013）年には25%台に達し、日本人人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成54（2042）年のおおよそ3,863万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成54（2042）年以降も上昇を続け、平成67（2055）年には40.5%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成21年の国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）によると、年金受給者の有無不詳の世帯を除いたものでみて、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,316万4千世帯と、全世帯4,789万9千世帯の48.4%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2,009万4千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は1,946万4千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の96.9%に達している。

また、高齢者世帯の平均所得金額297万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が70.6%、稼働所得が17.7%、財産所得が6.0%となっており、公的年金・恩給が7割を占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は63.5%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 年金制度の概況

平成21年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,786万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,765万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.45となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者総数は3,868万人、老齢（退職）年金受給権者数は1,646万人となっており、年金扶養比率は2.35となっている（表1）。

表1 公的年金制度一覧

○国民年金制度 （平成21年度末（平成22年3月末）現在）

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成23年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 1,985	万人 2,765	2.45	万円 5.8	兆円 3.9	兆円 7.5	兆円 [7.5]	円 15,020	65歳
第2号被保険者	3,780								
第3号被保険者	1,021								
合計	6,786								
(参考) 公的年金加入者合計	6,874								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0.8万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢（退職）年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほか、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度 （平成21年度末（平成22年3月末）現在）

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成23年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成23年度)
厚生年金保険	万人 3,425	万人 1,385	2.47	万円 16.5	兆円 36.7	兆円 119.5	兆円 [120.8]	% 16.058	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	104	68	1.53	21.7	2.0	8.4	[8.3]	15.508	定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳
地方公務員共済組合	291	182	1.60	22.5	5.5	38.9	[37.6]	15.508	
私立学校教職員共済	48	11	4.32	21.2	0.4	3.4	[3.4]	12.938	
合計	3,868	1,646	2.35	17.4	44.6	170.2	[170.1]	5.1	[4.8]

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢（退職）年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢（退職）年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。（厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。）
 3. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給（減額退職年金を含む）を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.696%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって期する部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。
 (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

(2) 加入者数

平成21年度末の公的年金制度の加入者総数は6,874万人であり、総人口1億2,745万人の53.9%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数1,985万人（対前年度末16万人減）、厚生年金保険被保険者数3,425万人（同20万人減）、共済組合組合員数443万人（同4万人減）、第3号被保険者数1,021万人（同23万人減）となっている（表2、図1）。

表2 公的年金 加入者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

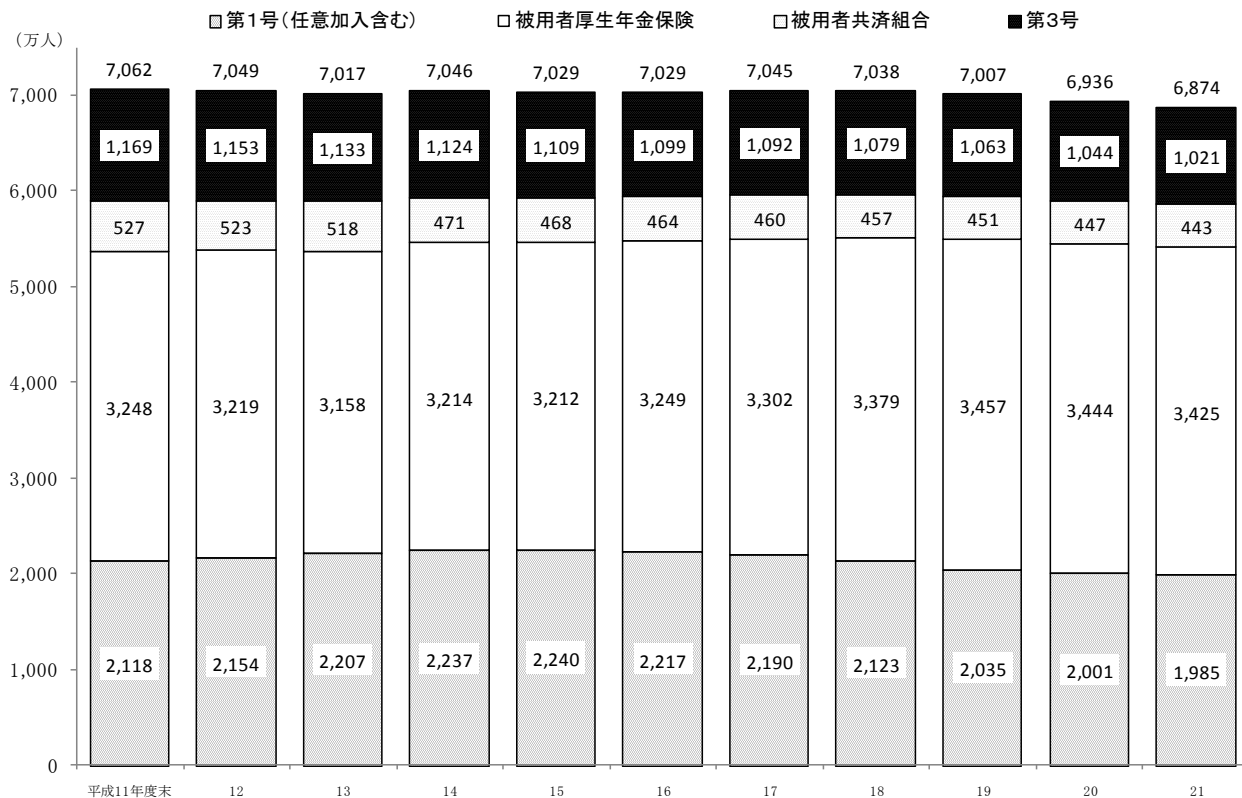
年度	加入者総数	国民年金 第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		国民年金 第3号被保険者	総人口	加入者総数 ／総人口
			厚生年金保険	共済組合			
平成11年度	70,616	21,175	32,481	5,273	11,686	126,780	55.7
12	70,491	21,537	32,192	5,231	11,531	127,033	55.5
13	70,168	22,074	31,576	5,184	11,334	127,333	55.1
14	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236	127,560	55.2
15	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094	127,650	55.1
16	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993	127,678	55.1
17	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922	127,723	55.2
18	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789	127,747	55.1
19	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628	127,687	54.9
20	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436	127,566	54.4
21	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209	127,445	53.9

注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口（総務省統計局）である。

注2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

図1 公的年金 加入者数の推移



(3) 受給者数

平成21年度末における公的年金の受給者数は、延人数で5,988万人であり、前年度末に比べ245万人の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は平成21年度末現在で4,414万人であり、前年度末に比べ131万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,703万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む。）となっており、前年度末に比べて110万人増加している（表3、図2）。

表3 公的年金 受給者数の推移

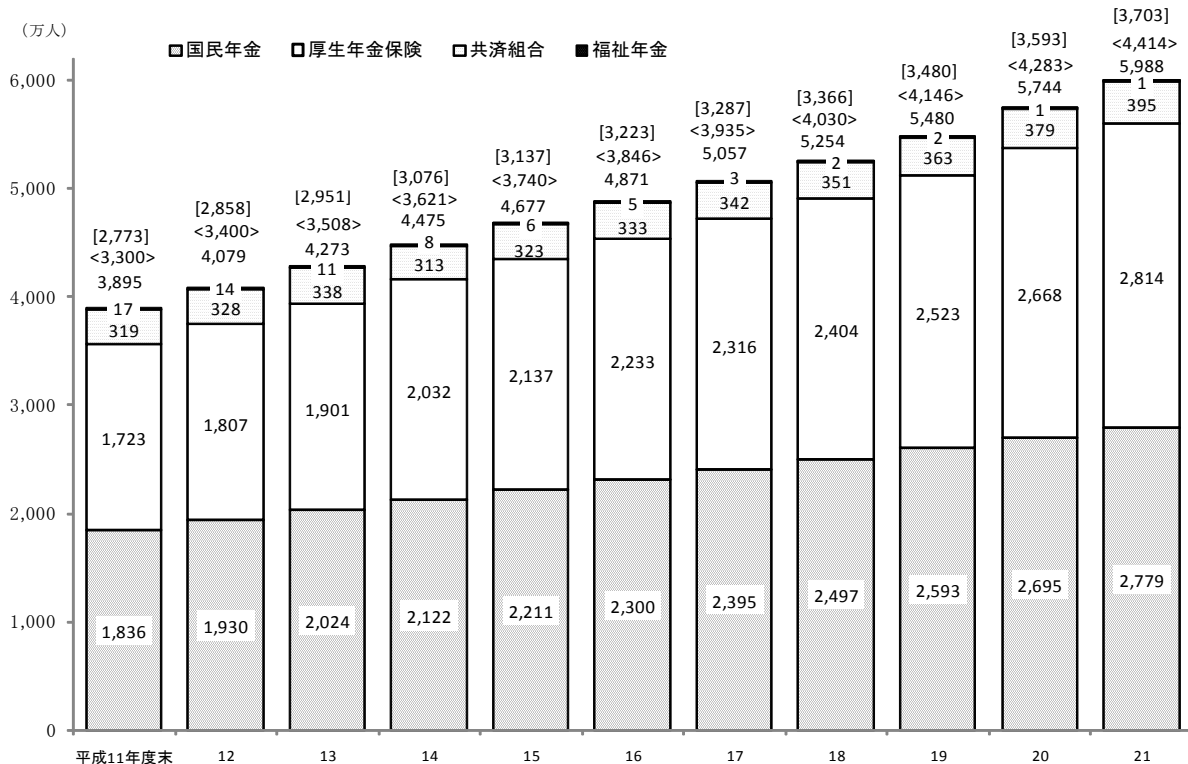
（年度末現在、単位：千人）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成11年度	38,953 <33,001> [27,733]	18,362	17,233	3,187	171
12	40,790 <33,998> [28,579]	19,304	18,074	3,275	137
13	42,731 <35,084> [29,506]	20,238	19,005	3,380	107
14	44,748 <36,210> [30,763]	21,222	20,315	3,130	82
15	46,771 <37,396> [31,368]	22,111	21,369	3,229	62
16	48,710 <38,460> [32,232]	22,997	22,334	3,333	47
17	50,566 <39,347> [32,867]	23,954	23,156	3,421	34
18	52,542 <40,298> [33,662]	24,968	24,043	3,506	24
19	54,797 <41,464> [34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435 <42,825> [35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883 <44,135> [37,032]	27,787	28,141	3,948	8

注1. < >内は厚生年金保険（平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

図2 公的年金 受給者数の推移



注1. < >内は厚生年金保険（平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である

平成21年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,022万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,189万人、遺族年金が562万人、障害年金が208万人、通算遺族年金が6万人となっている（表4）。

表4 公的年金 制度別受給者数（平成21年度末）

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	28,141,077	12,893,004	10,218,517	365,854	4,607,619	56,083
旧法厚生年金保険	2,873,694	1,209,469	977,528	64,074	568,991	53,632
新法厚生年金保険	24,545,553	11,244,709	9,135,744	294,399	3,870,701	・
（再掲）基礎あり	15,642,015	8,485,870	6,879,111	193,940	83,094	・
旧法船員保険	55,536	27,680	5,241	1,927	19,563	1,125
旧共済組合	666,294	411,146	100,004	5,454	148,364	1,326
（再掲）基礎あり	106,142	103,713	1,592	723	114	・
国民年金計	27,786,540	24,811,528	1,174,270	1,680,323	120,419	・
旧法拠出制	3,344,609	2,060,080	1,174,270	90,488	19,771	・
新法基礎年金	24,441,931	22,751,448	・	1,589,835	100,648	・
（再掲）基礎のみ	7,876,034	6,467,445	・	1,377,790	30,799	・
福祉年金	7,829	7,829	・	・	・	・
共済組合	3,947,752	2,507,222	501,825	35,298	893,607	3,191
合計	59,883,198 (44,135,041)	40,219,583 (31,630,000)	11,894,612 (5,013,909)	2,081,475 (1,886,812)	5,621,645 (5,538,437)	59,274 (59,274)

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。（ただし、旧共済組合の「基礎あり」は旧農林共済組合分を除く。）
4. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
5. 共済組合の総数には、公務上・職務上を含む。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成21年度末における老齢年金受給者数の増減を制度別にみると、国民年金が88万人（3.7%）、厚生年金保険が61万人（4.9%）、共済組合が9万人（3.5%）の増加に対し、福祉年金は4千人（31.9%）の減少となっている（表5）。

表5 公的年金 老齢年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済組合				
平成11年度	25,256 (22,008)	14,985	4,479	10,505	8,142	7,724	418	1,959	171
12	26,609 (22,868)	15,959	4,230	11,729	8,519	8,112	407	1,994	137
13	28,029 (23,804)	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395	2,040	107
14	29,695 (24,965)	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,087	82
15	31,165 (25,970)	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,139	62
16	32,550 (26,873)	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,193	47
17	33,952 (27,744)	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,234	34
18	35,392 (28,590)	21,864	2,736	19,128	11,234	10,768	466	2,271	24
19	36,949 (29,539)	22,872	2,502	20,370	11,725	11,277	448	2,335	17
20	38,649 (30,607)	23,928	2,272	21,657	12,287	11,858	429	2,422	12
21	40,220 (31,630)	24,812	2,060	22,751	12,893	12,482	411	2,507	8

注. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した数である。

(4) 年金額

平成21年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が39兆4千億円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が6兆2千億円、通算老齢年金が2兆7千億円、障害年金が1兆8千億円となっている（表6）。

表6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成21年度末）

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	25,533,311	18,121,487	2,283,250	294,576	4,819,223	14,775
厚生年金基金代行分除く	24,093,857	16,776,197	2,189,086	294,576	4,819,223	14,775
旧法厚生年金保険	3,292,800	2,218,630	386,945	76,664	596,399	14,162
厚生年金基金代行分除く	3,253,753	2,185,872	380,656	76,664	596,399	14,162
新法厚生年金保険	21,138,663	15,054,414	1,866,294	207,823	4,010,131	・
(別掲)基礎年金	10,884,039	6,043,334	4,587,189	169,005	84,511	・
厚生年金基金代行分除く	19,738,256	13,741,882	1,778,420	207,823	4,010,131	・
旧法船員保険	116,324	79,602	1,968	4,001	30,466	288
旧共済組合	985,524	768,841	28,042	6,088	182,227	325
(別掲)基礎年金	79,741	77,936	1,073	613	119	・
国民年金計	18,042,057	16,173,128	258,169	1,493,346	117,414	・
旧法拠出制	1,337,390	989,216	258,169	80,785	9,221	・
新法基礎年金	16,704,667	15,183,913	・	1,412,561	108,193	・
(再掲)基礎のみ	5,277,402	4,016,938	・	1,228,388	32,077	・
福祉年金	3,177	3,177	・	・	・	・
共済組合	6,676,833	5,146,246	162,060	45,804	1,307,293	997
合計	50,255,378	39,444,039	2,703,478	1,833,726	6,243,930	15,772
	[48,815,924]	[38,098,748]	[2,609,315]	[1,833,726]	[6,243,930]	[15,772]

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。
 新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金総額には一部支給停止額を含む。
 3. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 4. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。（ただし、旧農林共済組合に係る基礎年金額は除く。）
 5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
 6. 共済組合の総数には公務上・職務上を含む。
 7. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。
 8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成21年度末における公的年金受給者の年金総額は50兆3千億円であり、前年度末と比べると1兆4千億円増加している。

平成21年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が18兆円、厚生年金保険が25兆5千億円、共済組合が6兆7千億円、福祉年金が32億円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	総数		国民年金	厚生年金保険		共済組合	福祉年金	総数 国民所得
平成11年度	373,969	[365,205]	108,075	204,634	[183,806]	60,554	705	9.8
12	388,411	[378,421]	115,706	211,018	[189,398]	61,123	563	10.2
13	401,904	[390,524]	123,155	216,428	[193,884]	61,879	442	10.9
14	421,316	[408,390]	130,886	227,491	[200,354]	62,603	337	11.6
15	434,056	[421,206]	136,701	233,971	[207,630]	63,130	254	11.8
16	442,774	[431,128]	143,156	236,195	[211,725]	63,233	190	12.3
17	455,700	[444,658]	150,681	240,934	[217,702]	63,947	138	12.4
18	465,444	[453,682]	158,168	242,932	[219,642]	64,245	98	12.5
19	474,395	[462,040]	165,637	244,254	[220,927]	64,436	69	12.7
20	488,658	[475,392]	173,646	249,461	[225,787]	65,504	47	13.9
21	502,554	[488,159]	180,421	255,333	[231,083]	66,768	32	14.8

- 注1. 〔 〕内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 2. 共済組合の数値には、公務上・職務上を含む。
 3. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

平成21年度末における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が15万7千円、国民年金が5万4千円、共済組合が17万1千円となっている（表8）。

表8 公的年金受給者1人当たり平均年金月額（平成21年度末現在）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	156,692	56,038	105,733	88,691	21,954
厚生年金基金代行分除く	147,997	55,270	105,733	88,691	21,954
旧法厚生年金保険	152,865	32,987	99,708	87,347	22,004
厚生年金基金代行分除く	150,608	32,451	99,708	87,347	22,004
新法厚生年金保険	156,353	58,867	106,666	88,155	・
（再掲）基礎年金	44,786	41,843	47,839	1,819	・
厚生年金基金代行分除く	146,626	58,065	106,666	88,155	・
基礎あり	59,347	55,569	72,619	84,754	・
旧法船員保険	239,649	31,295	173,003	129,777	21,317
旧共済組合	171,630	24,262	102,385	102,421	20,452
旧法	200,541	40,236	135,342	100,843	20,452
新法	140,735	22,516	74,759	103,213	・
（再掲）基礎年金	32,677	992	17,203	100	・
基礎あり	62,622	56,165	70,597	86,999	・
国民年金計	54,320	18,321	74,060	81,254	・
旧法拋出制	40,015	18,321	74,397	38,866	・
新法基礎年金	55,615	・	74,041	89,581	・
（再掲）基礎のみ	51,758	・	74,297	86,792	・
福祉年金	33,817	・	・	・	・
共済組合	171,047	26,912	108,137	121,912	26,038

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 厚生年金保険に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。（ただし、旧農林共済分に係る基礎年金額は含まない。） また、一部支給停止額を含む。
3. 「基礎年金」は同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
4. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者における基礎年金の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
5. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
6. 共済組合の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
7. 共済組合の平均年金月額には職域加算分を含む。
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

① 事業所数

平成21年度末の適用事業所数（船舶所有者数を除く。）は175万事業所で、前年度末に比べて1万4千事業所の増加となっている。また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は11万で、前年度末に比べて2千か所の減少となっている。

また、平成21年度末の船舶所有者数は4,949で前年度末に比べて137減少しており、船舶所有者数は年々減少している（表9）。

表9 適用事業所数・船舶所有者数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数			厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数			船舶所有者数
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用	
平成11年度	1,683	1,554	129	1,502	1,381	120	181	173	8	7
12	1,674	1,547	127	1,498	1,379	119	176	168	8	6
13	1,651	1,529	123	1,482	1,367	115	170	162	8	6
14	1,629	1,510	119	1,472	1,360	112	157	150	7	6
15	1,618	1,501	116	1,476	1,366	110	142	135	7	6
16	1,626	1,511	115	1,492	1,383	109	134	128	6	6
17	1,643	1,528	114	1,515	1,406	108	128	122	6	5
18	1,676	1,595	81	1,552	1,474	78	124	121	3	5
19	1,710	1,626	84	1,591	1,509	81	120	117	3	5
20	1,734	1,648	87	1,618	1,534	84	117	114	3	5
21	1,749	1,660	88	1,635	1,549	85	114	111	3	5

注：事業所の総数には任意単独適用（平成21年度末は、292事業所）を含んでいる。

② 被保険者数

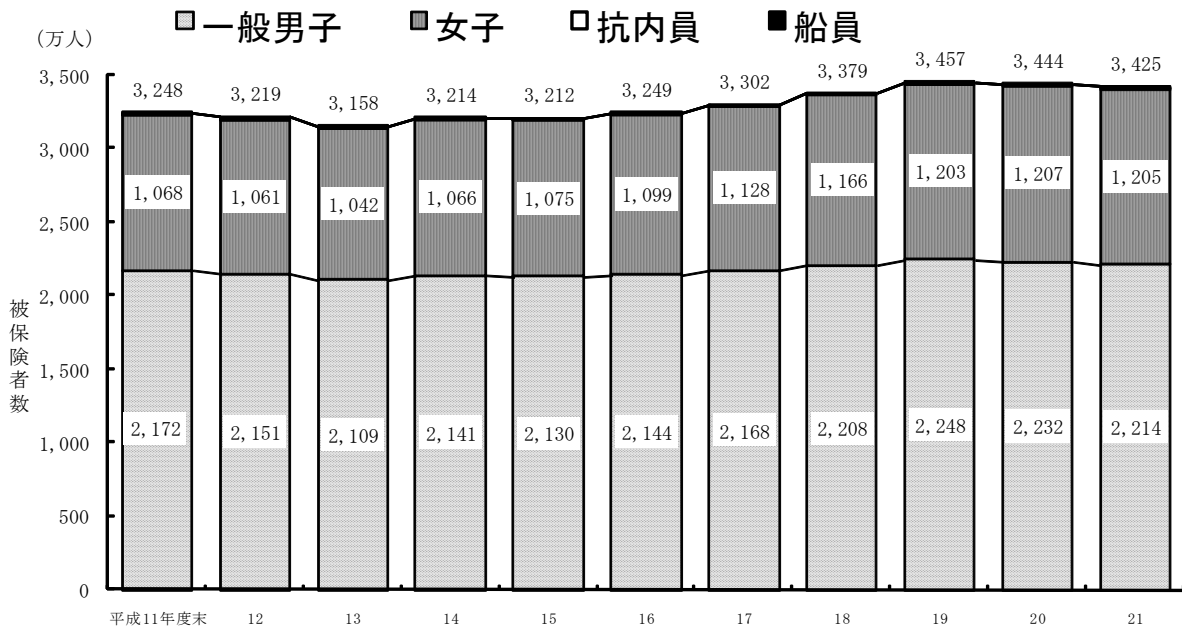
平成21年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,425万人で、前年度末に比べて20万人減少している。被保険者数の内訳をみると、一般男子が2,214万人、女子が1,206万人、坑内員は0.6千人、船員が5.6万人となっている。前年度末と比べると、一般男子が18万人減少、女子が1万人減少、船員は2千人減少している（表10、図3）。

表10 厚生年金保険 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	総 数	(再掲) 任意継続を除く				育児休業 保険料免除者
		一般男子	女子	坑内員	船員	
平成11年度	32,481	21,720	10,680	2.8	78	49
12	32,192	21,508	10,608	2.7	74	57
13	31,576	21,087	10,419	0.9	69	61
14	32,144	21,414	10,663	0.9	66	67
15	32,121	21,305	10,753	0.9	63	72
16	32,491	21,442	10,987	0.9	61	78
17	33,022	21,679	11,282	0.8	60	97
18	33,794	22,079	11,655	0.7	59	111
19	34,570	22,485	12,026	0.7	58	129
20	34,445	22,319	12,068	0.7	57	145
21	34,248	22,137	12,055	0.6	56	160

図3 厚生年金保険 被保険者数の推移



③ 厚生年金基金加入状況

平成21年度末の厚生年金基金の加入者数は453万人で前年度末に比べて10万人減少している。また、厚生年金基金加入者は全被保険者数の13.2%を占めている（表11）。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合
	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女子	
平成11年度	20,776	13,208	7,487	11,705	8,512	3,193	36.0
12	20,787	13,204	7,507	11,405	8,304	3,101	35.4
13	20,698	13,141	7,487	10,878	7,946	2,932	34.5
14	24,275	15,765	8,442	7,870	5,649	2,220	24.5
15	26,315	17,144	9,107	5,806	4,160	1,645	18.1
16	27,264	17,716	9,486	5,227	3,726	1,501	16.1
17	28,034	18,131	9,842	4,988	3,548	1,440	15.1
18	28,927	18,628	10,239	4,867	3,451	1,416	14.4
19	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2

④ 産業別・規模別適用状況

表12及び表13は平成21年9月1日現在で産業別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の18.4%）、建設業（同16.6%）、製造業（同16.0%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の25.5%）、卸売・小売業（同16.7%）が大きな割合を占めている。

表12 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数（平成21年9月1日現在の調査）

（単位：所）

産業大分類	2人以下	3・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1000人 以上	合計	割合(%)
	農 林 水 産 業	6,446	3,624	7,121	711	130	8		
鉱業・採石業・砂利採取業	1,083	548	1,959	283	47	1	4	3,925	0.2
建設業	105,866	59,862	112,892	8,459	1,540	147	120	288,886	16.6
製造業	80,340	43,043	113,889	28,094	10,843	1,115	834	278,158	16.0
電気・ガス・熱供給・水道業	18,439	6,963	13,439	2,720	1,224	163	102	43,050	2.5
情報通信業	20,019	6,624	13,046	2,926	1,170	162	105	44,052	2.5
運輸業・郵便業	32,825	11,681	34,566	9,852	3,586	414	368	93,292	5.4
卸売・小売業	128,344	60,307	107,197	17,221	6,282	722	561	320,634	18.4
金融・保険業	6,755	2,939	3,328	656	657	140	112	14,587	0.8
不動産業・物品賃貸業	51,744	12,899	14,167	2,017	715	94	60	81,696	4.7
学術研究・専門技術サービス業	39,563	18,636	31,528	4,050	1,482	141	71	95,471	5.5
飲食店・宿泊業	19,355	9,361	16,978	2,780	888	88	63	49,513	2.8
生活関連サービス業・娯楽業	18,153	7,977	16,534	3,726	1,053	94	48	47,585	2.7
教育・学習支援業	8,126	3,158	7,812	1,459	474	86	78	21,193	1.2
医療・福祉	25,832	22,505	64,608	14,066	6,155	459	172	133,797	7.7
複合サービス事業	6,772	1,787	2,857	747	601	114	38	12,916	0.7
サービス業務	79,584	32,352	59,042	8,776	2,972	341	216	183,283	10.5
公	4,173	1,629	3,836	1,255	886	103	36	11,918	0.7
合計	653,419	305,895	624,799	109,798	40,705	4,392	2,990	1,741,998	100.0
割合(%)	37.5	17.6	35.9	6.3	2.3	0.3	0.2	100.0	

表13 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成21年9月1日現在の調査）

（単位：人）

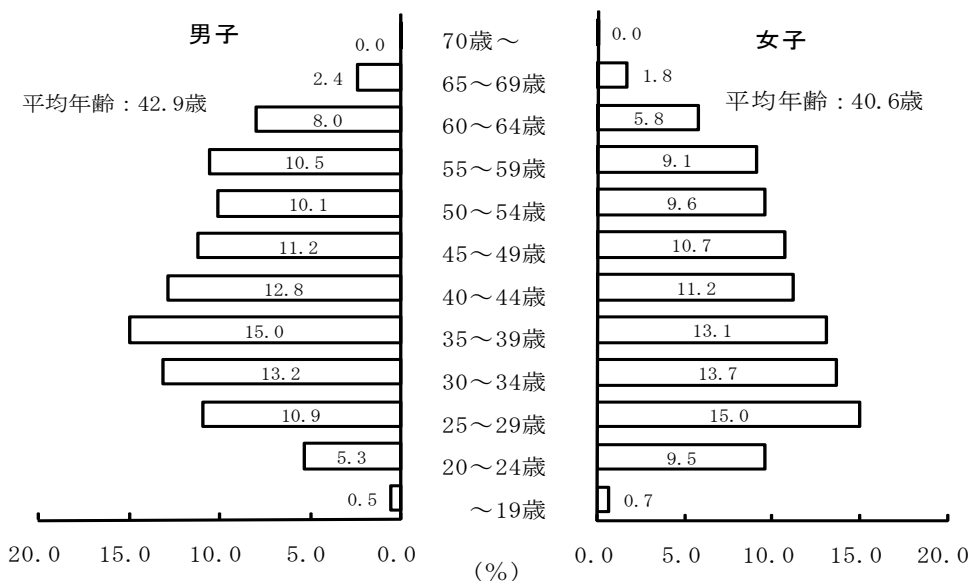
産業大分類	2人以下	3・4人	5～ 29人	30～ 99人	100～ 499人	500～ 999人	1000人 以上	合計	割合(%)
	農 林 水 産 業	8,006	12,459	72,588	35,747	23,674	4,987		
鉱業・採石業・砂利採取業	1,129	1,890	23,232	13,573	10,059	820	16,190	66,893	0.2
建設業	131,254	205,846	1,132,750	404,112	289,162	102,566	346,986	2,612,676	7.5
製造業	93,967	148,276	1,339,678	1,468,434	2,141,246	760,715	2,891,676	8,843,992	25.5
電気・ガス・熱供給・水道業	16,226	23,907	148,363	142,688	248,136	113,019	338,018	1,030,357	3.0
情報通信業	21,356	22,632	146,833	152,907	237,642	110,932	293,477	985,779	2.8
運輸業・郵便業	29,988	40,224	428,583	514,989	707,254	290,708	1,368,407	3,380,153	9.8
卸売・小売業	153,642	206,417	1,140,453	888,265	1,250,639	497,275	1,660,313	5,797,004	16.7
金融・保険業	8,199	9,987	33,518	35,401	151,094	95,196	377,280	710,675	2.1
不動産業・物品賃貸業	58,432	43,396	143,337	102,479	140,153	63,405	140,169	691,371	2.0
学術研究・専門技術サービス業	50,189	63,829	319,679	210,525	296,605	94,453	152,848	1,188,128	3.4
飲食店・宿泊業	23,281	32,084	184,079	141,237	181,710	58,821	153,662	774,874	2.2
生活関連サービス業・娯楽業	20,354	27,279	185,807	193,286	207,739	64,615	90,178	789,258	2.3
教育・学習支援業	9,369	10,849	94,910	72,649	103,284	61,009	398,390	750,460	2.2
医療・福祉	32,711	78,793	711,412	770,195	1,214,623	312,405	307,493	3,427,632	9.9
複合サービス事業	7,114	6,043	31,223	41,044	145,754	76,520	95,481	403,179	1.2
サービス業務	89,126	110,980	617,242	449,367	602,502	235,585	472,397	2,577,199	7.4
公	4,806	5,570	45,248	68,585	190,337	68,405	55,483	438,434	1.3
合計	759,149	1,050,461	6,798,935	5,705,483	8,141,613	3,011,436	9,164,521	34,631,598	100.0
割合(%)	2.2	3.0	19.6	16.5	23.5	8.7	26.5	100.0	

⑤ 年齢構成

被保険者の年齢構成（平成21年度末）を男女別にみると、男子（船員・坑内員を含む。）では35～39歳が15.0%（男子計に対する割合）と最も高くなっている。また、女子については25～29歳が15.0%（女子計に対する割合）と最も高くなっている（図4）。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成21年度末で、男子が42.9歳、女子が40.6歳、全体では42.1歳となっている。

図4 厚生年金保険 被保険者の年齢構成（平成21年度末）



⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成21年度末の標準報酬月額の平均は30万4千円（うち男子が34万5千円、女子が22万9千円）であり、前年度末と比べて2.8%減少している。

標準賞与額1回あたりの平均は、平成21年度で41万9千円（うち男子が48万6千円、女子が28万5千円）であり、前年度に比べて8.1%減少している（表14）。

表14 厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額の平均の推移

		(年度末現在)			(年度累計)		
		標準報酬月額の平均 (円)			標準賞与額1回あたりの平均 (円)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実績	平成17年度	313,204	358,118	226,582	452,344	527,440	294,570
	18	312,703	357,549	227,439	458,369	534,397	298,763
	19	312,258	356,597	229,030	459,726	536,192	300,677
	20	312,813	356,898	230,952	455,546	531,087	300,351
	21	304,173	345,077	228,710	418,698	485,945	285,032
伸び率 (%)	平成17年度	△ 0.2	△ 0.1	0.4	1.0	1.1	0.9
	18	△ 0.2	△ 0.2	0.4	1.3	1.3	1.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	0.3	0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.1
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1

注. 男子には船員・坑内員を含む。

図5及び図6は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。一般男子では上限の第30級（62万円）が194万人と最も多くなっている一方、女子は第14級（22万円）が113万人と最も多くなっている。

図5 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数
(平成21年度末 一般男子・女子)

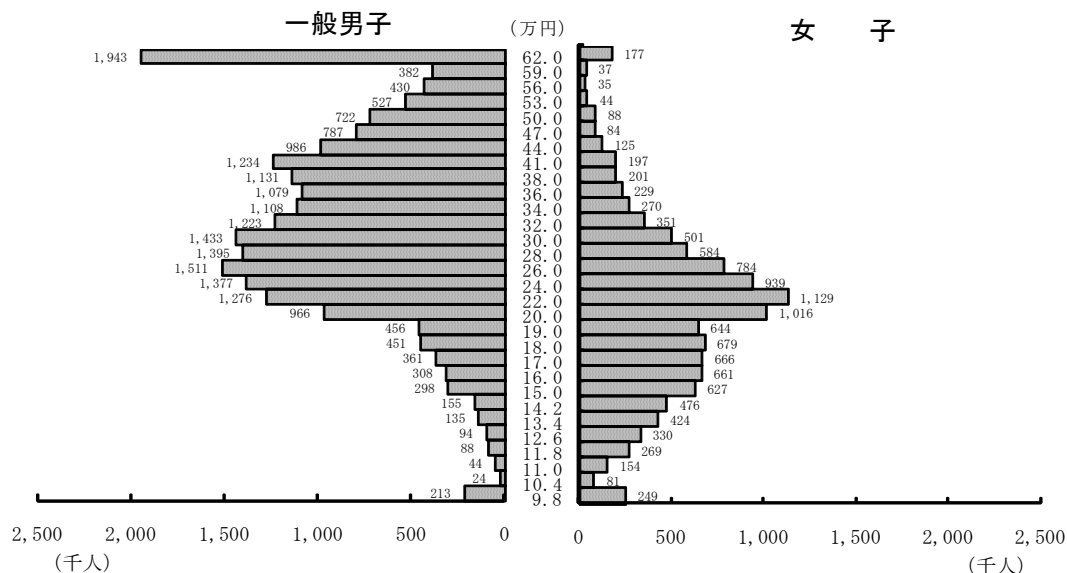
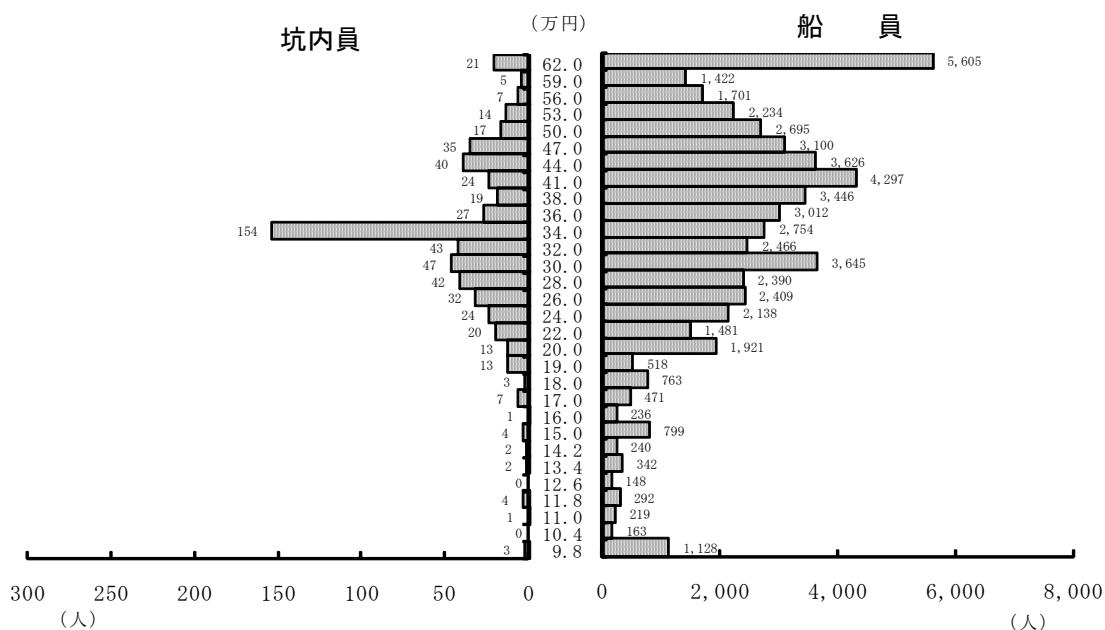


図6 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数
(平成21年度末 坑内員・船員)



(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成21年度末における厚生年金保険の受給者数は2,814万人で、内訳は旧法厚生年金保険が287万人、旧法船員保険が6万人、新法厚生年金保険が2,455万人、旧共済組合が67万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,289万人（全受給者数の45.8%）、通算老齢年金が1,022万人（同36.3%）、障害年金が37万人（同1.3%）、遺族年金が461万人（同16.4%）、通算遺族年金が6万人（同0.2%）となっている。

また、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、平成21年度末で1,564万人（老齢相当849万人、通老相当688万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は、19万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は、8万人となっている（表15）。

表15 厚生年金保険 受給者数（平成21年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	12,893	45.8	1,209	4.3	28	0.1	11,245 (8,486)	40.0	411 (104)	1.5
通算老齢年金	10,219	36.3	978	3.5	5	0.0	9,136 (6,879)	32.5	100 (2)	0.4
障 害 年 金	366	1.3	64	0.2	2	0.0	294 (194)	1.0	5 (1)	0.0
遺 族 年 金	4,608	16.4	569	2.0	20	0.1	3,871 (83)	13.8	148 (0)	0.5
通算遺族年金	56	0.2	54	0.2	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	28,141	100.0	2,874	10.2	56	0.2	24,546 (15,642)	87.2	666 (106)	2.4

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。

新法退職共済年金についても同様。

2. ()内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

受給者数の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が61万人、通算老齢年金が73万人、障害年金が3千人、遺族給付が12万人の増加となっている（表16、図7）。

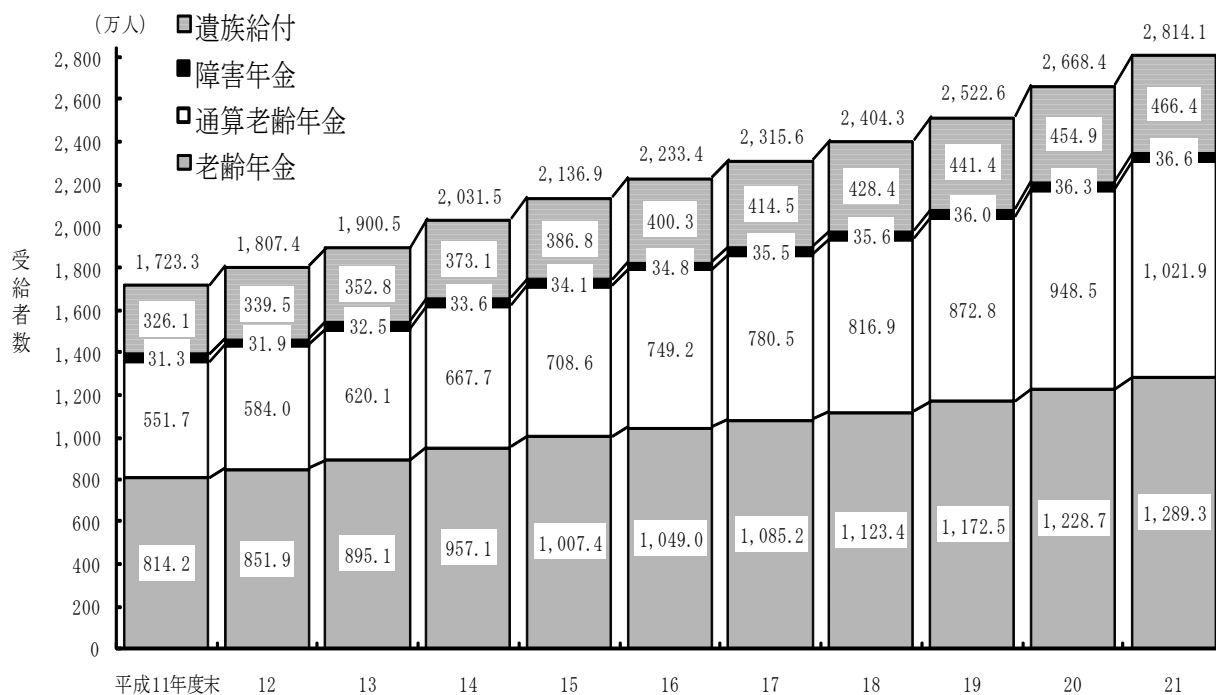
表16 厚生年金保険 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成11年度	17,233	8,142	5,517	313	3,261
12	18,074	8,519	5,840	319	3,395
13	19,005	8,951	6,201	325	3,528
14	20,315	9,571	6,677	336	3,731
15	21,369	10,074	7,086	341	3,868
16	22,334	10,490	7,492	348	4,003
17	23,156	10,852	7,805	355	4,145
18	24,043	11,234	8,169	356	4,284
19	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。
 3. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

図7 厚生年金保険 受給者数の推移



厚生年金保険の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が11万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が7万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が1千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が73万人、通老相当が80万人の増加となっている（表17）。

表17 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成11年度	8,142	5,517	2,375	1,789	53	12	5,296	3,714	418	3
12	8,519	5,840	2,258	1,709	50	11	5,803	4,116	407	3
13	8,951	6,201	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3
14	9,571	6,677	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111
15	10,074	7,086	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109
16	10,490	7,492	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108
17	10,852	7,805	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106
18	11,234	8,169	1,544	1,200	35	7	9,190	6,858	466	104
19	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のは「通老相当」に計上している。
 2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のは「通算退職年金」に計上している。
 3. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

② 受給権者数

平成21年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,058万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,385万人、通算老齢年金が1,118万人、障害年金が52万人、遺族給付が502万人となっている（表18）。

表18 厚生年金保険 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成11年度	18,571	8,580	5,975	415	3,601
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644
19	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 2. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。
 3. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成21年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は273万人となっており、前年度末に比べ17万人（6.6%）の増加となっている（表19）。

表19 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成17年度	174.6 (55.7) [47.4]	128.0 (40.5) [34.5]	46.5 (15.2) [12.9]	139.5 (54.1) [46.0]	99.7 (40.3) [34.3]	39.8 (13.7) [11.7]
18	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

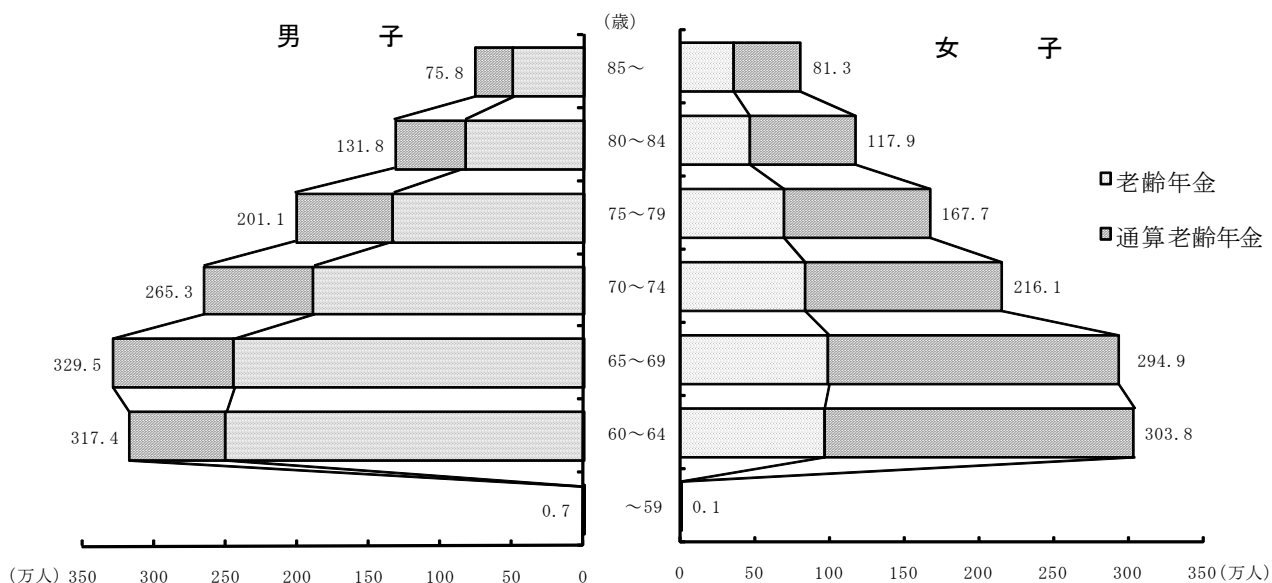
である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. ()内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く。）であり、[]内の数値は、()内のうち高在老方式による在職支給停止の適用対象者（昭和12年4月2日以降生まれの者。全額支給の者を含む。）である。平成18年度以降においては60歳台後半の老齢厚生年金受給権者及び受給者はすべて高在老方式による在職支給停止の適用対象者に該当するため、()のみ表示している。なお、平成19年度から70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

④ 老齢給付年齢階級別受給権者数

図8は平成21年度末の厚生年金保険の老齢給付の受給権者2,503万人の年齢階級別分布を示したものである。男子では65～69歳が最も多く（329万人）、女子では60～64歳が最も多い（304万人）。

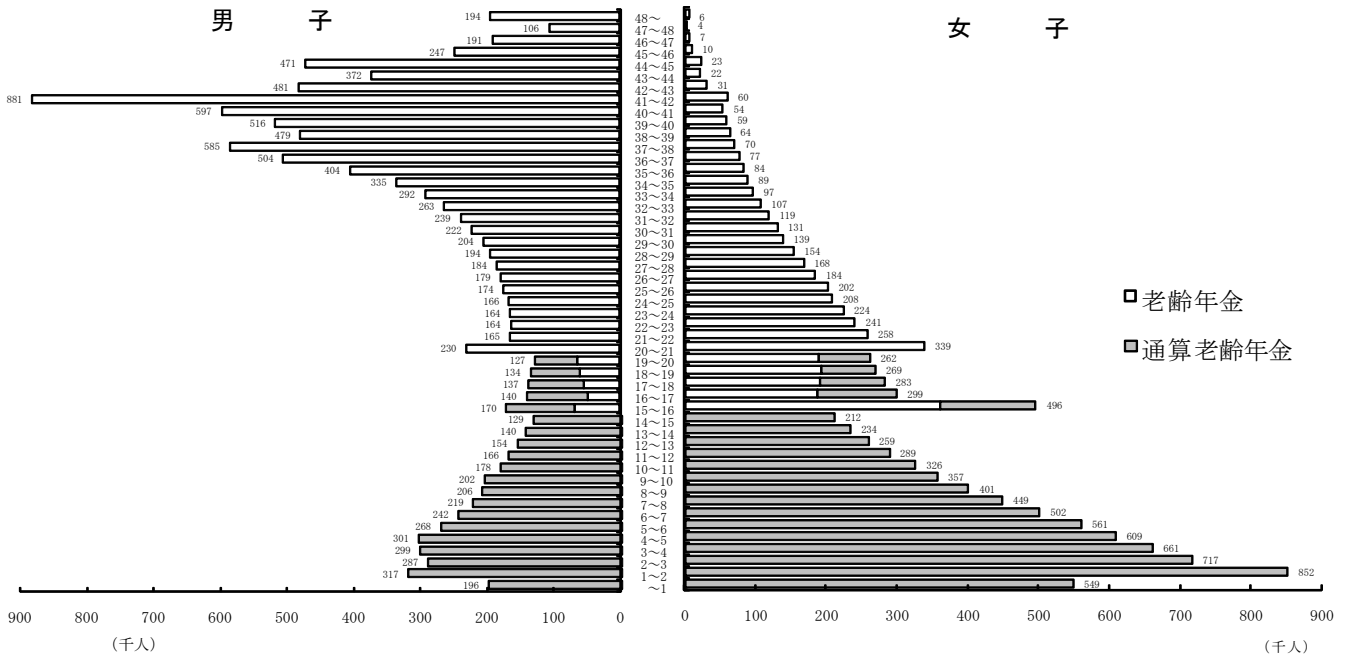
図8 厚生年金保険 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成21年度末）



⑤ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成21年度末の厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると図9のとおりである。男子では41年以上42年未満が最も多く（88万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（85万人）になっている。

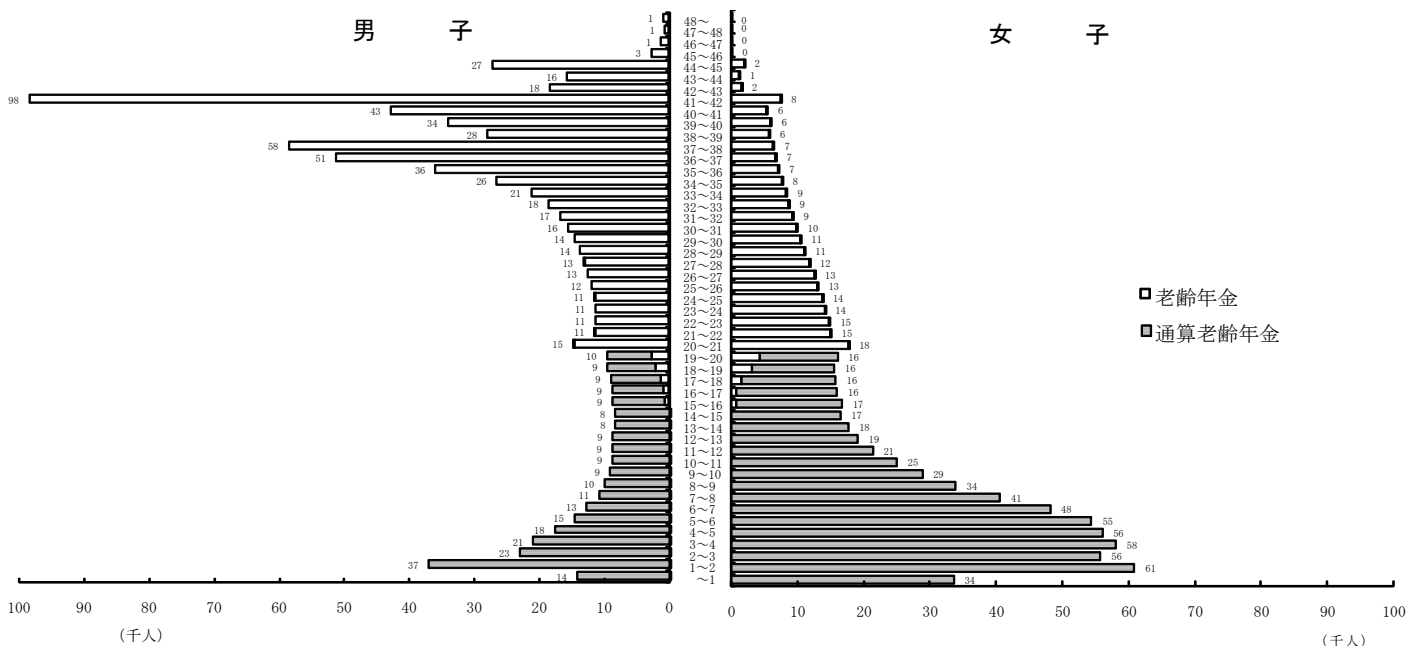
図9 厚生年金保険 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成21年度末）



平成21年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると図10のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（10万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（6万人）になっている。

図10 厚生年金保険 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成21年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成21年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は25兆5,333億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が18兆1,215億円で年金総額の71.0%を占めており、通算老齢年金が2兆2,833億円（年金総額の8.9%）、障害年金が2,946億円（同1.2%）、遺族年金が4兆8,192億円（同18.9%）、通算遺族年金が148億円（同0.1%）となっている（表20）。

表20 厚生年金保険 受給者年金総額（平成21年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	181,215	71.0	22,186	8.7	796	0.3	150,544	59.0	7,688	3.0
通算老齢年金	22,833	8.9	3,869	1.5	20	0.0	18,663	7.3	280	0.1
障 害 年 金	2,946	1.2	767	0.3	40	0.0	2,078	0.8	61	0.0
遺 族 年 金	48,192	18.9	5,964	2.3	305	0.1	40,101	15.7	1,822	0.7
通算遺族年金	148	0.1	142	0.1	3	0.0	・	・	3	0.0
合 計	255,333	100.0	32,928	12.9	1,163	0.5	211,387	82.8	9,855	3.9

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。
新法退職共済年金についても同様。

2. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

厚生年金保険の受給者の年金総額を年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が4,330億円増加、通算老齢年金が382億円増加、障害年金が15億円減少、遺族給付が1,175億円増加となっている（表21、図11）。

表21 厚生年金保険 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金		障 害 年 金	遺 族 給 付
平成11年度	204,634	(195,871)	149,117	(140,881)	18,478	(17,951)	2,963	34,076
12	211,018	(201,029)	153,428	(144,024)	19,072	(18,486)	2,966	35,553
13	216,428	(205,049)	156,826	(146,096)	19,610	(18,961)	2,978	37,015
14	227,491	(214,565)	164,758	(152,544)	20,575	(19,863)	3,028	39,130
15	233,971	(221,122)	169,643	(157,540)	21,043	(20,296)	2,999	40,287
16	236,195	(224,549)	170,168	(159,275)	21,373	(20,620)	3,009	41,645
17	240,934	(229,892)	173,256	(162,959)	21,506	(20,761)	3,017	43,155
18	242,932	(231,170)	174,249	(163,262)	21,277	(20,502)	2,976	44,431
19	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」

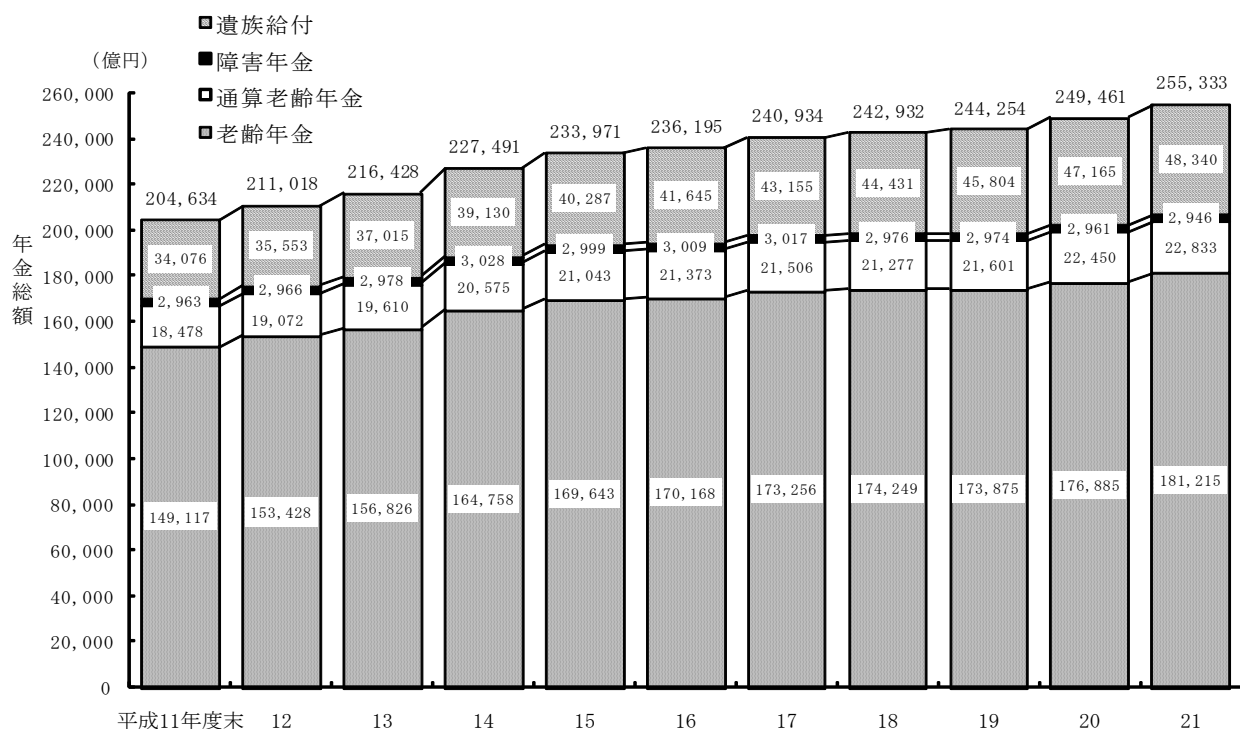
に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

4. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

図11 厚生年金保険 受給者年金総額の推移



注 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

厚生年金保険の老齢給付受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が2,057億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が291億円、旧法船員保険の老齢年金が68億円、旧法船員保険の通算老齢年金が2億円、旧共済組合の退職年金が448億円、通算退職年金が11億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が6,903億円、通老相当686億円の増加となっている(表22)。

表22 厚生年金保険 老齢給付受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年 度	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金
平成11年度	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)	46,538 (45,640)	7,566 (7,431)	1,499	48	91,165 (83,826)	10,842 (10,450)	9,915	22
12	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)	44,120 (43,262)	7,206 (7,076)	1,432	45	98,327 (89,781)	11,798 (11,343)	9,548	22
13	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	41,644 (40,826)	6,835 (6,710)	1,366	42	104,664 (94,752)	12,711 (12,188)	9,152	22
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330
18	174,249 (163,262)	21,277 (20,502)	28,849 (28,420)	4,866 (4,789)	1,001	27	135,346 (124,789)	16,074 (15,376)	9,053	310
19	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢相当」に、それ以外のものは「通老相当」に計上している。
 注2. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものは「退職年金」に、それ以外のものは「通算退職年金」に計上している。
 注3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 注4. 平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

② 平均年金月額

平成21年度末における厚生年金保険の老齢給付1人当たり平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万7千円、通算老齢年金が5万6千円となっている(表23)。

表23 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)基礎または定額あり		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		(再掲)基礎または定額あり	(再掲)基礎及び定額なし			
平成17年度	167,172	172,330	96,829	57,297	106,150	89,845
18	165,211	171,523	83,194	57,277	105,475	89,276
19	161,059	169,553	83,576	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 注2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分を受給していない者)をいう。
 注3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
 注4. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。
 注5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成17年度及び平成18年度は61歳と62歳で、平成19年度以降は62歳と63歳の間で違いが見られ、平成21年度においては62歳で10万4千円、63歳で17万5千円となっている（表24）。

表24 厚生年金保険 老齢年金受給権者（男子）の状況

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	26.7	41.0	49.0	48.2	50.8	576.0
18	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	111,508	109,842	186,904	190,068	190,110	199,135
18	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。
 新法退職共済年金についても同様。
 2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
 3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度から平成20年度には60歳と61歳で、平成21年度は61歳と62歳の間で違いが見られ、平成21年度においては61歳で4万6千円、62歳で9万7千円となっている（表25）。

表25 厚生年金保険 老齢年金受給権者（女子）の状況

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	10.6	16.5	18.8	18.2	19.1	277.3
18	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	102,133	101,809	100,260	97,945	96,413	112,738
18	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。
 新法退職共済年金についても同様。
 2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
 3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

表26は平成21年度末における老齢年金の受給権者の給付状況を示したものである。受給権者数は1,385万人、その平均年金月額は15万3千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は62万人増加し、平均年金月額は2千円の減少となっている。

表26 厚生年金保険 老齢年金 受給権者数及び平均年金月額の推移

年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金 (老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金 (退年相当)	
	受 給 権 者 数	平均年金月額	受 給 権 者 数	平均年金月額	受 給 権 者 数	平均年金月額	受 給 権 者 数	平均年金月額	受 給 権 者 数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成11年度	8,580	176 (167)	2,378	163 (160)	53	236	5,728	179 (167)	420	206
12	9,014	176 (166)	2,261	163 (160)	51	236	6,292	178 (166)	410	205
13	9,486	173 (162)	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205
14	10,145	172 (160)	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185
15	10,690	169 (159)	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182
16	11,167	165 (156)	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179
17	11,523	165 (156)	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177
18	11,984	162 (154)	1,546	156 (153)	35	237	9,934	162 (153)	470	175
19	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171

注1. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

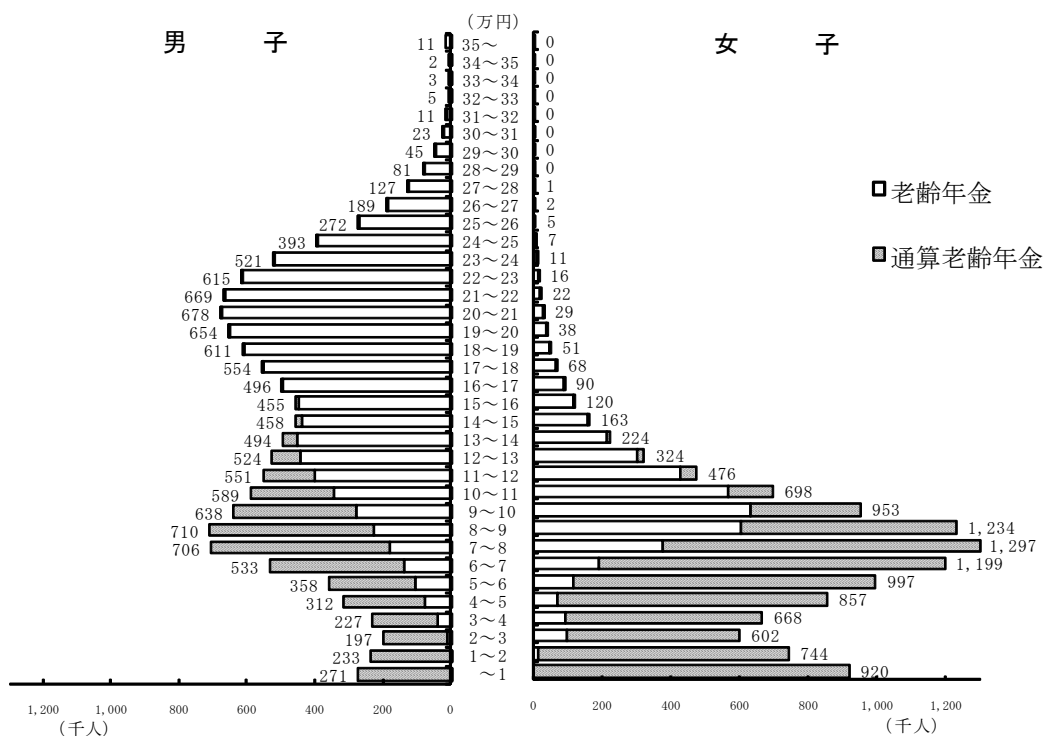
注2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。

注3. 新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成21年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図12である。男子は、通算老齢年金を中心に7万円台がピークとする山と老齢年金の20万円台をピークとする山に分かれているが、女子では7万円台がピークとなっている。

図12 厚生年金保険 老齢給付年金月額階級別受給権者数 (平成21年度末)



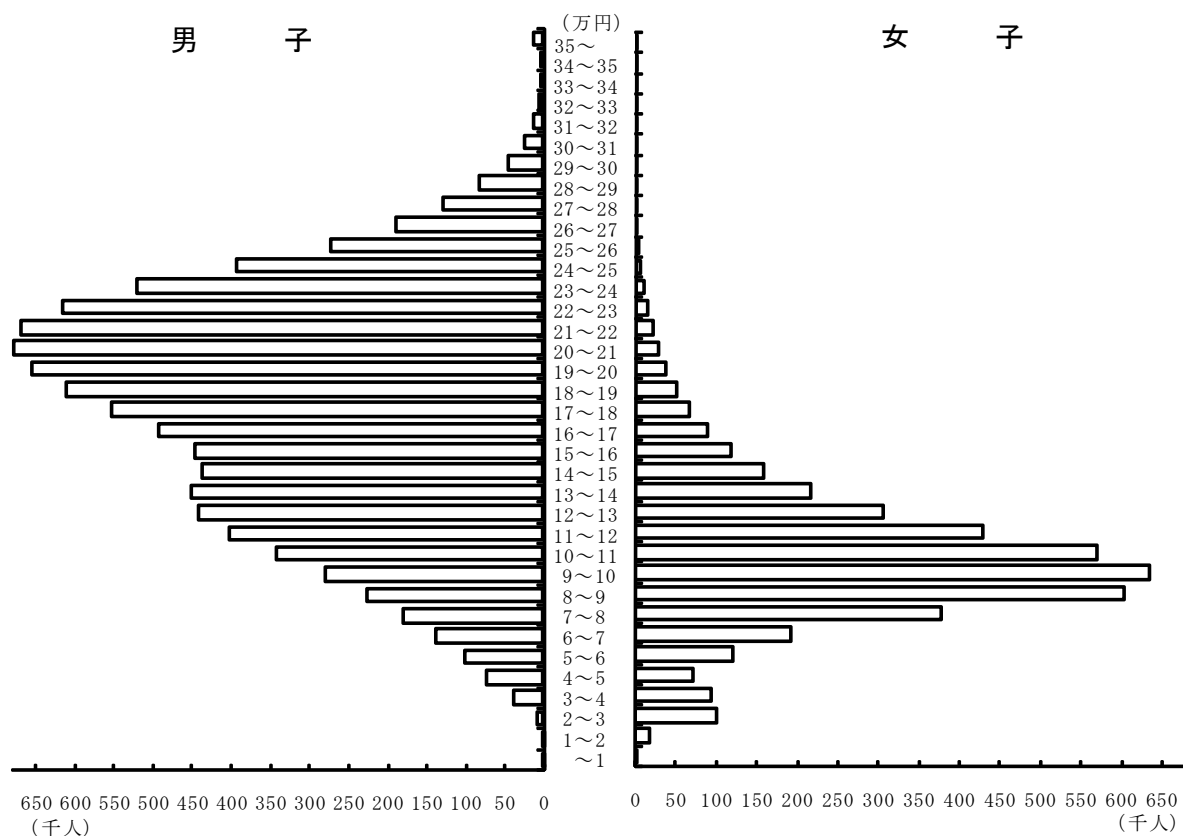
平成21年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表27、図13である。男子は、20～25万円が男子全体の30.3%を占めており、より詳細にみると20～21万円台をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が44.3%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円台をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表27 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別状況（平成21年度末）

年金月額	男 子		女 子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上 万円未満	千人	%	千人	%
～ 5	117	1.2	284	6.5
5 ～ 10	920	9.7	1,930	44.3
10 ～ 15	2,068	21.8	1,680	38.6
15 ～ 20	2,754	29.0	364	8.4
20 ～ 25	2,874	30.3	86	2.0
25 ～ 30	713	7.5	8	0.2
30 ～	54	0.6	0	0.0
計	9,501	100.0	4,353	100.0
平均年金月額	千円	—	千円	—
	176	—	104	—

注. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図13 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数（平成21年度末現在）



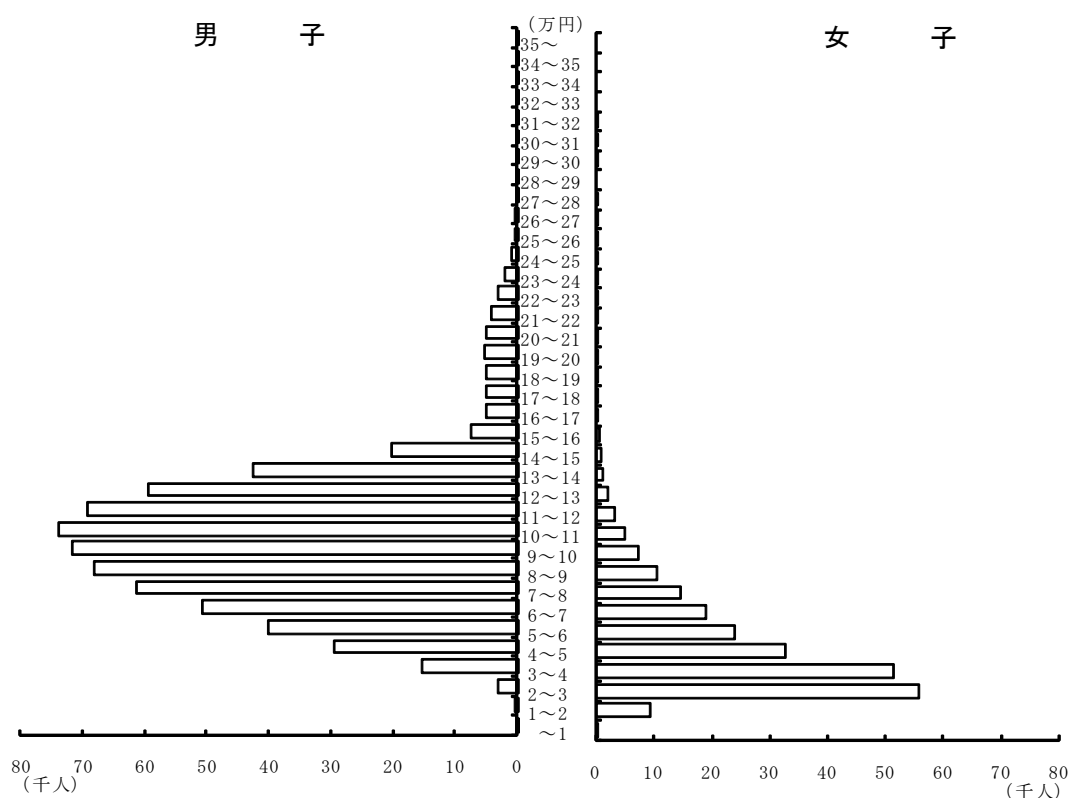
平成21年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金の受給権者の年金月額階級別の分布をみたものが表28、図14である。平成13年度から60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられていることにより、男子は、月額5～10万円が45.1%を占めているが、より詳細にみると10～11万円台をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が62.0%を占めており、より詳細にみると2～3万円台をピークとして、年金月額が高くなるにつれて受給権者数が少なくなっている。

表28 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別状況（平成21年度新規裁定）

年金月額	男 子		女 子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上 万円未満	千人	%	千人	%
～ 5	48	7.4	150	62.0
5 ～ 10	292	45.1	76	31.5
10 ～ 15	265	41.0	13	5.4
15 ～ 20	27	4.2	2	1.0
20 ～ 25	14	2.2	0	0.1
25 ～ 30	1	0.1	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0
計	647	100.0	241	100.0
平均年金月額	千円	—	千円	—
	100	—	50	—

注. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

図14 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数（平成21年度新規裁定）



④ 雇用保険

平成21年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は8万7千人、支給停止年金総額は765億円、平均停止月額が7万3千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は30万人、支給停止年金総額は376億円、平均停止月額は1万円となっている（表29）。

表29 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

年度別	件数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成17年度	50,893	43,642	7,251	59,304,564	56,582,940	2,721,624	97,107	108,044	31,279
平成18年度	48,023	41,264	6,759	47,918,059	45,878,881	2,039,178	83,151	92,653	25,142
平成19年度	52,114	44,925	7,189	47,181,588	45,229,829	1,951,759	75,446	83,899	22,624
平成20年度	63,126	54,301	8,825	57,613,569	55,217,083	2,396,486	76,056	84,739	22,630
平成21年度	87,002	74,276	12,726	76,455,793	73,458,830	2,996,963	73,232	82,417	19,625

(失業給付)

(年度末現在)

年度別	件数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成17年度	179,022	169,940	9,082	29,043,509	27,820,316	1,223,193	13,520	13,642	11,224
平成18年度	178,975	171,785	7,190	25,964,030	25,112,452	851,578	12,089	12,182	9,870
平成19年度	219,816	213,760	6,056	28,774,722	28,196,998	577,724	10,909	10,992	7,950
平成20年度	265,018	258,912	6,106	33,288,477	32,744,201	544,277	10,467	10,539	7,428
平成21年度	301,012	293,709	7,303	37,644,856	36,991,439	653,417	10,422	10,495	7,456

(高年齢雇用継続給付)

(年度末現在)

⑤ 離婚分割の状況

表30は厚生年金保険における離婚に伴う保険料納付記録の分割件数を示したものである。平成21年度に分割された件数は14,850件で、前年度と比べ1,778件増加している。

表30 離婚に伴う保険料納付記録分割件数

	分割件数	(参考) 離婚数 (注)
平成20年度	13,072 件	256,515 組
平成21年度	14,850 件	257,472 組

注1. 「人口動態統計速報（平成22年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。

2. 分割件数は、第3号被保険者期間についての年金分割制度に係る件数を含まない。

図15は平成21年度における離婚分割改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第1号改定者）では45～49歳で、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）では40～44歳が多くなっている。

図15 分割改定者 年齢構成（平成21年度）

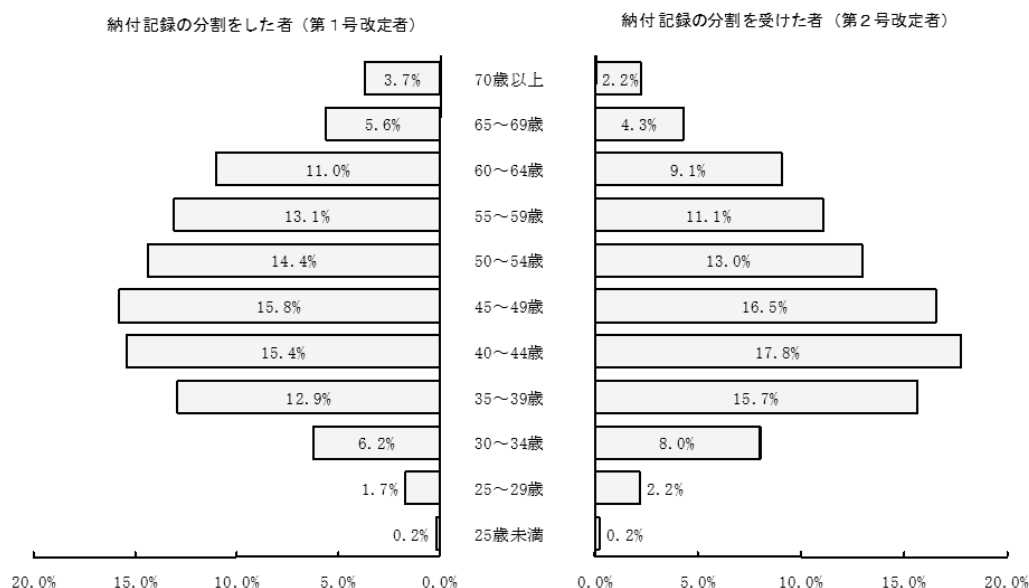


表31は分割改定者の分割対象期間を期間別に示したものである。平成21年度では10～15年(16.4%)が最も多くなっている。

表31 分割改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上未 満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年～	
平成20年度		3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%
平成21年度		3.9%	12.1%	16.4%	16.2%	15.6%	12.8%	10.3%	7.4%	5.3%

表32は分割改定者の按分割合別状況を示したものである。按分割合は50%が94.0%を占めており、離婚分割の按分割合はほとんどの場合50%となっている。

表32 分割改定者 按分割合別状況

按分割合	以上未 満	10% ～10%	20% ～20%	30% ～30%	40% ～40%	50%
平成20年度		0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	93.8%
平成21年度		0.0%	0.2%	0.7%	2.0%	94.0%

表33は受給権者である分割改定者の分割改定前後の平均年金月額状況を示したものである。平成21年度では第1号改定者においては改定前146,980円、改定後115,626円、第2号改定者においては改定前49,185円、改定後80,523円となっており、いずれも変動差は約3万円となっている。

表33 分割改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額状況

(単位：円)

	第1号改定者			第2号改定者		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
平成20年度	154,757	120,049	△ 34,708	48,712	82,966	34,254
平成21年度	146,980	115,626	△ 31,353	49,185	80,523	31,337

注：平均年金月額は基礎年金額を含む

(4) 収支状況

平成21年度決算における年金特別会計厚生年金勘定の収支状況を示したものが表34、図16である。

収入のうち、保険料収入は22兆2,409億円、国庫負担（一般会計からの受入）は7兆7,983億円であり、基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が32兆483億円、実質的な支出総額が36兆5,618億円となっており、収支差引残は4兆5千億円の不足となっている。

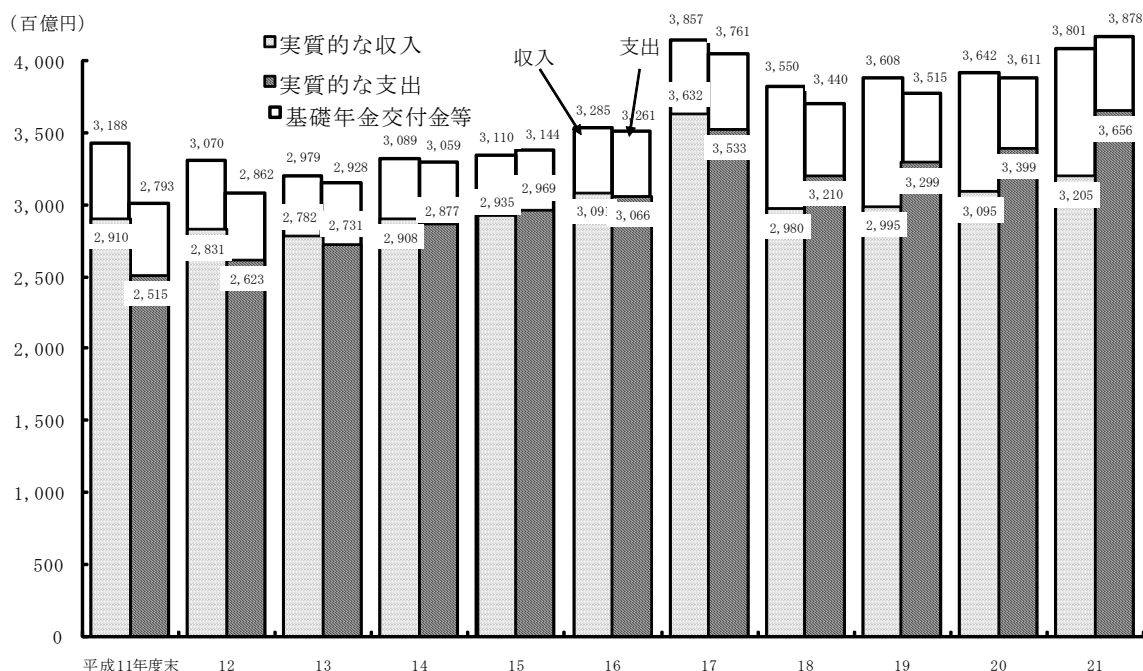
表34 厚生年金保険の実質的な収支状況

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成17年度	300,685	200,584	45,394	353,284	△ 52,598
18	297,954	209,835	48,285	320,994	△ 23,040
19	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,483	222,409	77,983	365,618	△ 45,136

(単位：億円)

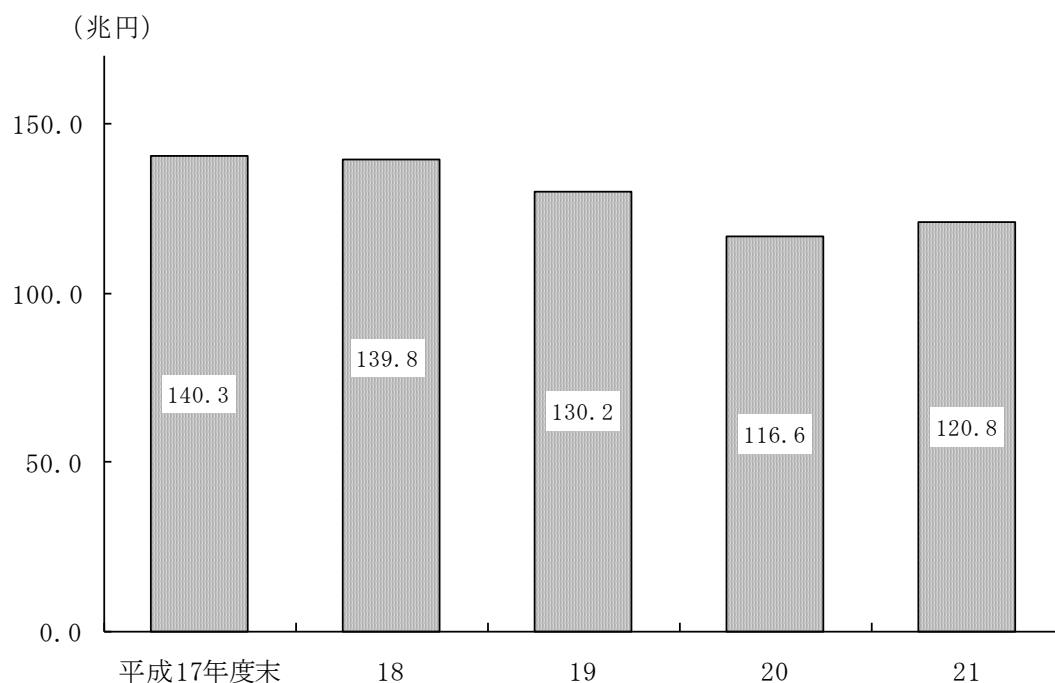
注 収入（支出）合計は、決算における収入（支出）から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図16 厚生年金保険 収支状況の推移



平成21年度末の時価ベースの厚生年金保険の積立金残高は、120兆8千億円となり、前年度末から4兆1千億円の増加となっている（図17）。

図17 厚生年金保険の積立金の推移（年金特別会計厚生年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表11の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成17年度6.82%、平成18年度3.10%、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%である。

（出所：「平成21年度 年金積立金運用報告書」）

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況

① 被保険者数

平成21年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者が1,951万人（男子1,003万人、女子948万人）、第3号被保険者が1,021万人（男子11万人、女子1,010万人）、任意加入被保険者が34万人（男子11万人、女子24万人）で、合計は3,006万人となっている。

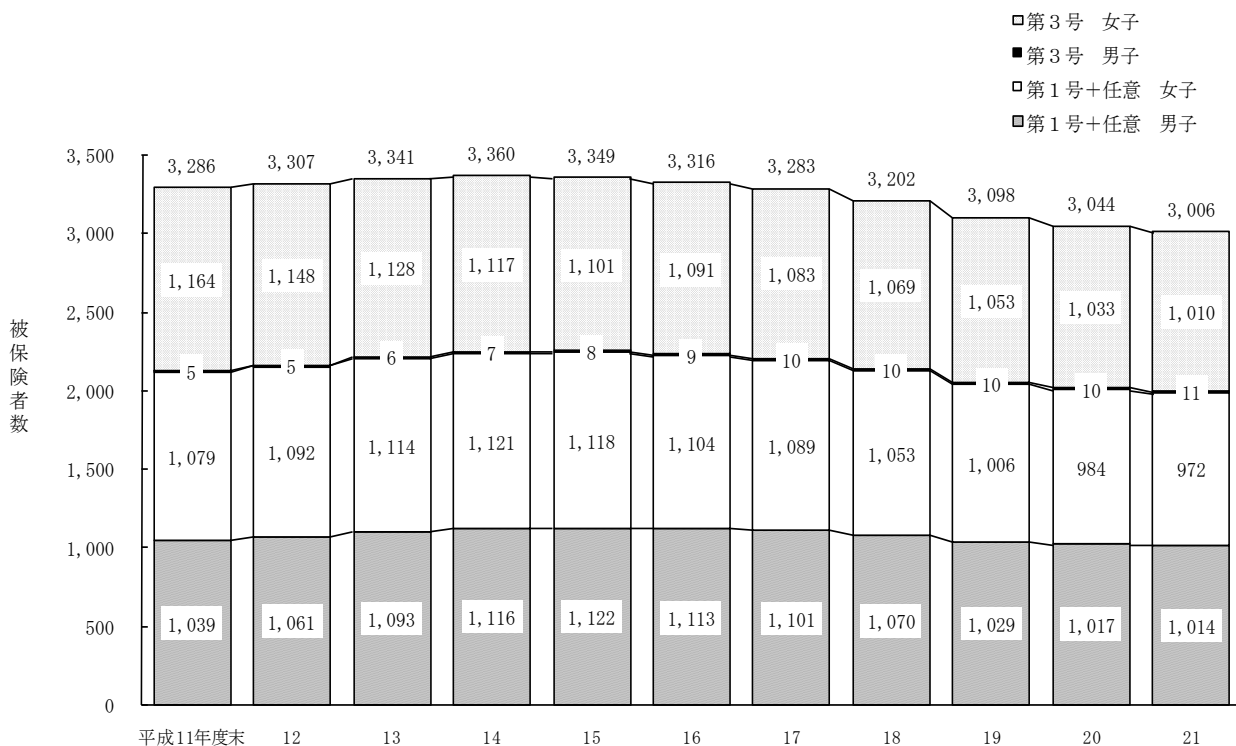
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入を含む）は16万人、第3号被保険者は23万人の減少となっている（表35、図18）。

表35 国民年金 被保険者数（第2号被保険者等を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計			第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
平成11年度	32,861	10,436	22,426	20,878	10,316	10,561	298	71	226	11,686	48	11,639
12	33,068	10,666	22,402	21,247	10,542	10,705	291	72	218	11,531	52	11,479
13	33,408	10,990	22,418	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277
14	33,604	11,227	22,377	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	33,494	11,297	22,197	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014
16	33,163	11,221	21,941	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905
17	32,826	11,106	21,720	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827
18	32,019	10,794	21,225	20,911	10,606	10,305	320	90	230	10,789	99	10,690
19	30,981	10,392	20,589	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528
20	30,443	10,274	20,169	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333
21	30,061	10,245	19,815	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者等を除く）の推移



平成21年度末における保険料全額免除者数は535万人（法定免除者数120万人、申請全額免除者数215万人、学生納付特例者数163万人、若年納付猶予者数37万人）となり、第1号被保険者数（任意加入を含まない）に占める割合は27.4%（法定免除6.2%、申請全額免除11.0%、学生納付特例8.3%、若年者納付猶予1.9%）で、前年度末と比較して0.9ポイント上昇している。

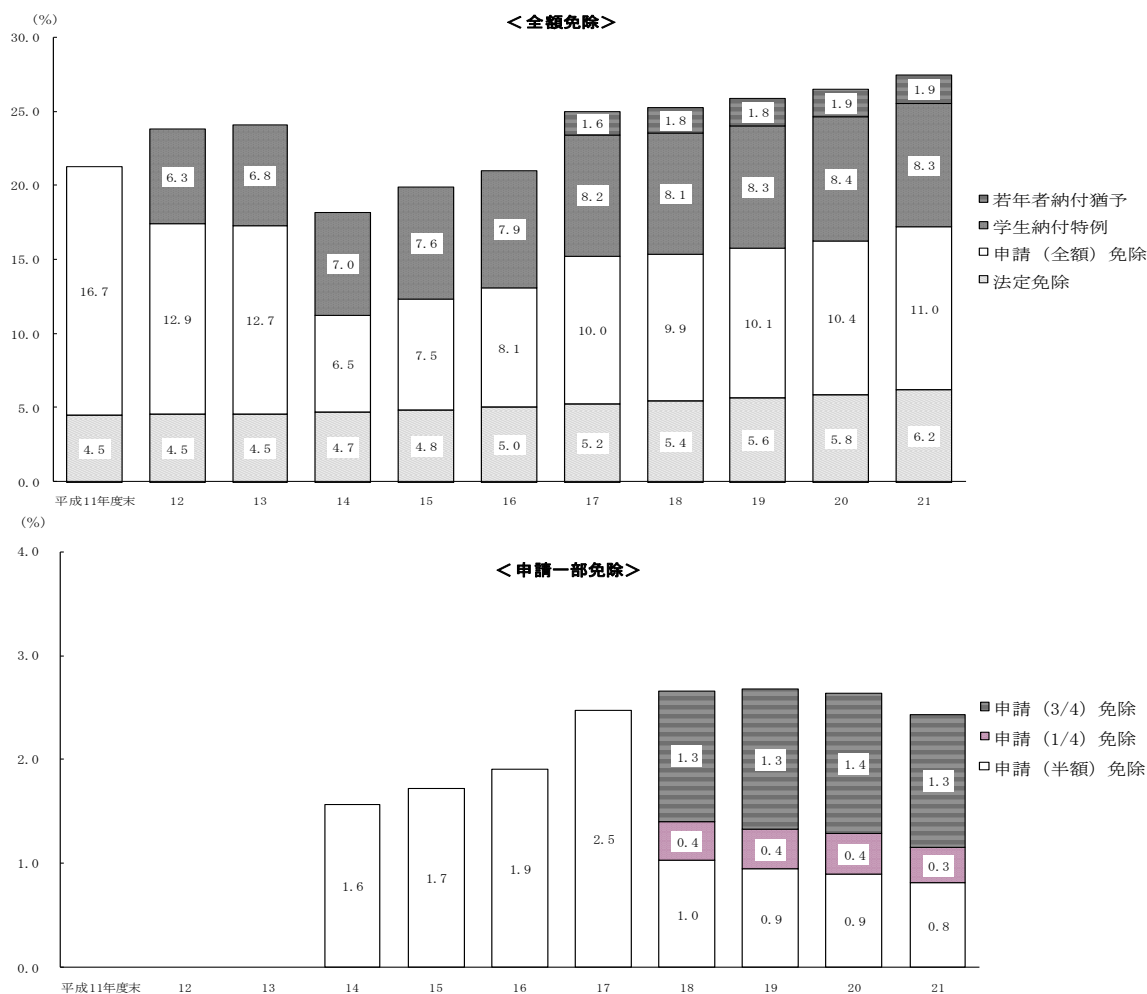
また、保険料申請一部免除者数は47万人で、前年度末に比べて4万人減少している。第1号被保険者数（任意加入を含まない）に占める割合は2.4%で、前年度末に比べて0.2ポイント減少している（表36、図19）。

表36 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（%）					保険料申請一部免除者数（千人）			
	合 計	法定免除	申請（全額） 免除	学生納付 特例	若年者 納付猶予	合 計	法定 免除	申請 （全額） 免除	学生 納付 特例	若年者 納付 猶予	合 計	申請一部 免除割合 （%）		
												申請（3/4） 免除	申請（半額） 免除	申請（1/4） 免除
平成11年度	5,342	932	3,496 (914)	・	・	21.2	4.5	16.7	・	・	・	・	・	・
12	5,045	957	2,741	1,348	・	17.4	4.5	12.9	6.3	・	・	・	・	・
13	5,235	990	2,770	1,476	・	17.3	4.5	12.7	6.8	・	・	・	・	・
14	4,002	1,028	1,437	1,537	・	18.1	4.7	6.5	7.0	344	1.6	・	344	・
15	4,388	1,062	1,649	1,676	・	19.9	4.8	7.5	7.6	378	1.7	・	378	・
16	4,582	1,093	1,762	1,728	・	21.0	5.0	8.1	7.9	414	1.9	・	414	・
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	533	2.5	・	533	・
18	5,281	1,135	2,069	1,703	373	25.3	5.4	9.9	8.1	556	1.0	264	213	79
19	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	474	2.4	250	156	67

注1. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合である。
 注2. 申請一部免除割合は、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合である。
 注3. () 内は、学生の申請免除者数（再掲）である。
 注4. 「納付率」は、平成13年度以前は「検認率」である。

図19 国民年金 保険料免除割合の推移



② 資格取得の状況

第1号被保険者のうち平成21年度の資格取得者は、全体の25.7%となっている。第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多くなっている(表37)

表37 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

年 度	被保険者数 (年度末)	資格 取得者数 (年度累計)		(再掲) 第2号 からの 移行者	(再掲) 第3号 からの 移行者	(再掲)		
		割合 (%)	20歳 到達者			うち手帳 送付者	うち資格 取得届出者	
平成17年度	2,190	519	23.7	303	77	123	62	61
18	2,123	533	25.1	320	75	118	59	58
19	2,035	541	26.6	332	73	114	58	56
20	2,001	540	27.0	334	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	314	72	105	54	51

注 資格取得者には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、再掲の合計は資格取得者数と一致しない。

③ 年齢構成

平成21年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)では、男子・女子ともに20～24歳及び55～59歳階級の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は35～39歳階級の割合が最も高くなっている(図20、図21)。

図20 国民年金第1号被保険者の年齢構成(平成21年度末)

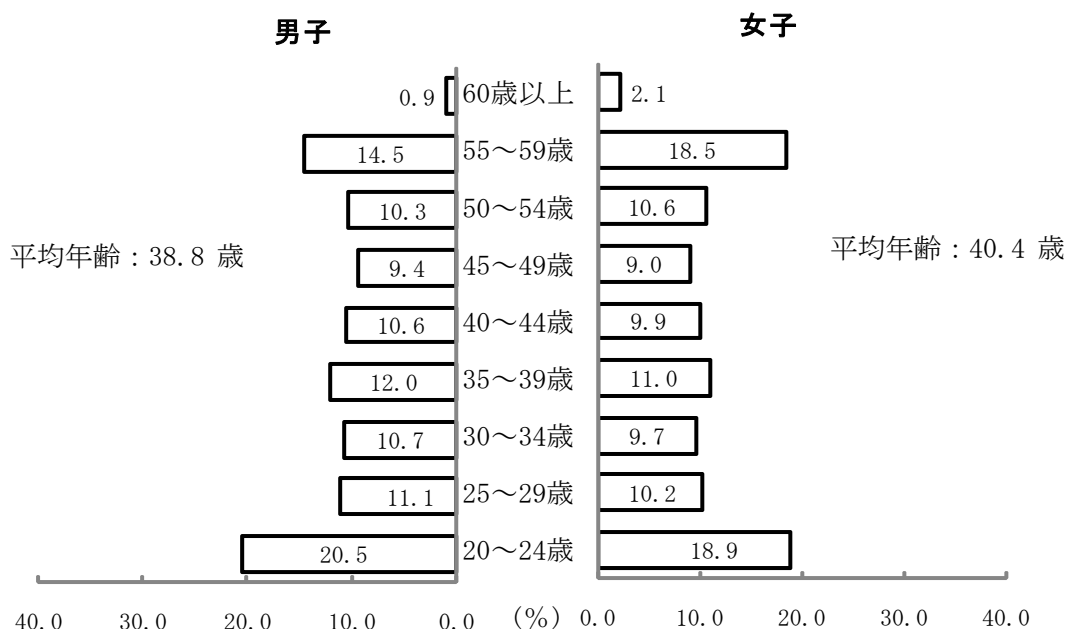
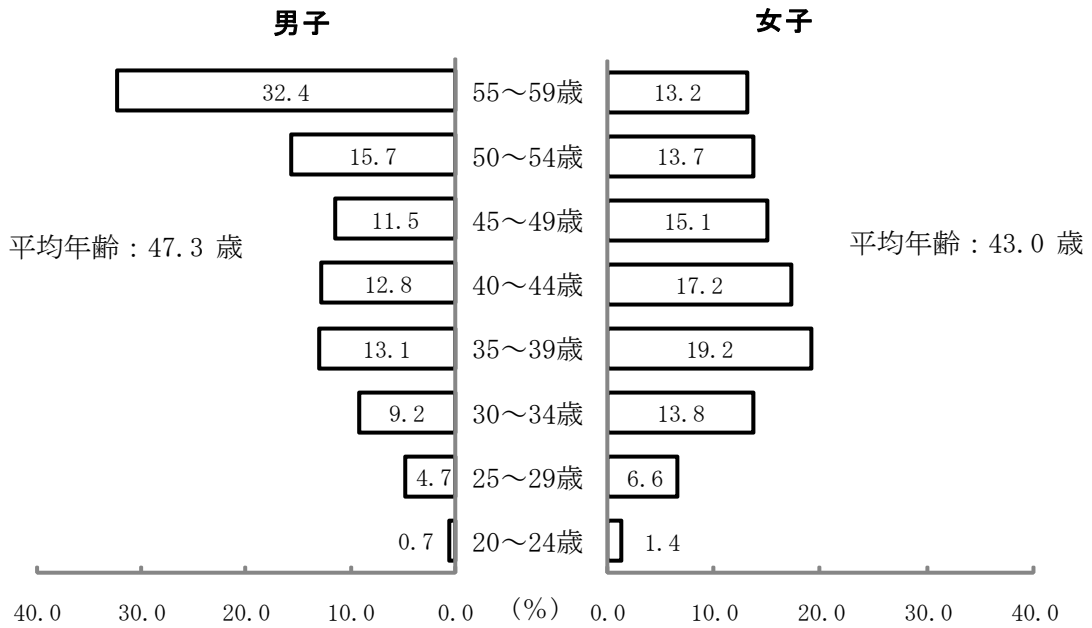
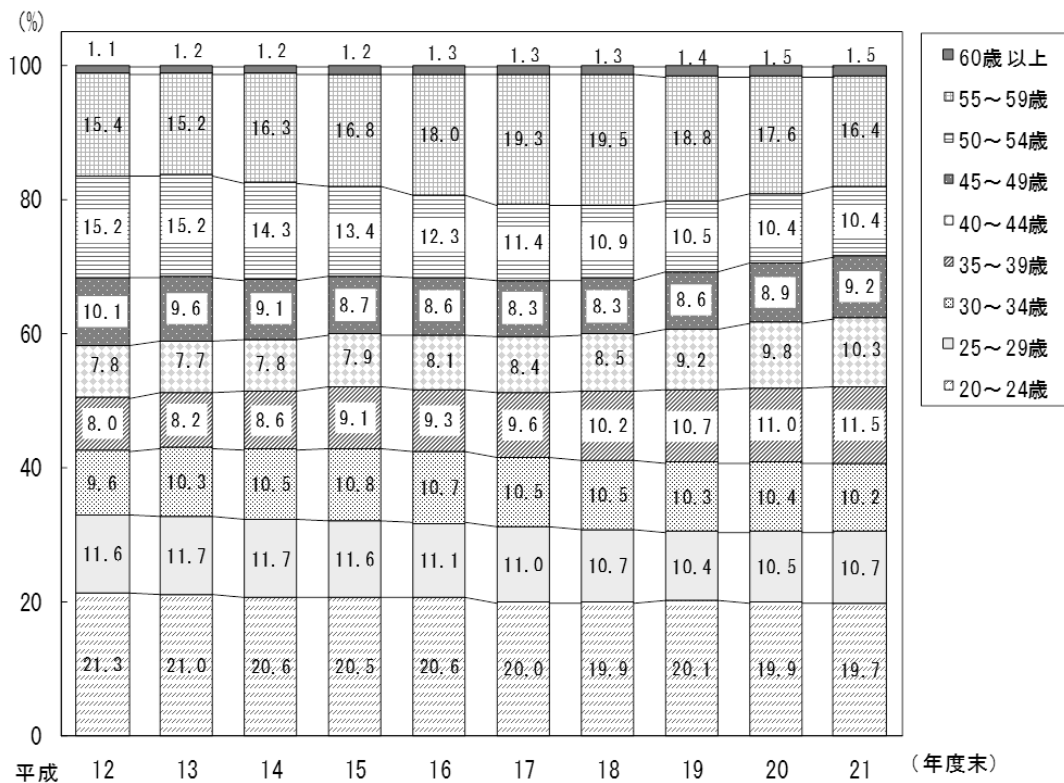


図21 国民年金第3号被保険者の年齢構成（平成21年度末）



第1号被保険者の年齢構成の推移をみると、いずれの年度でも20～24歳が最も高く、次に55～59歳が高くなっている(図22)。

図22 第1号被保険者の年齢構成の推移



④ 保険料の納付状況

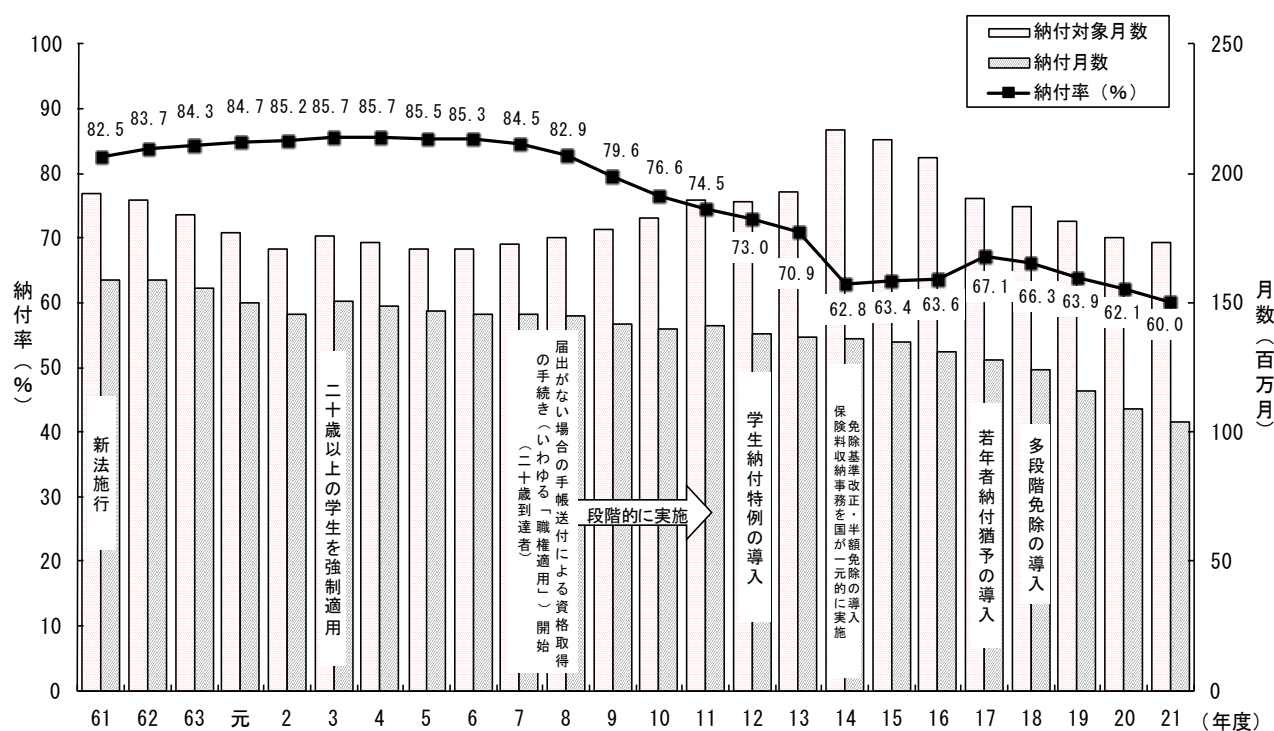
平成21年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度から215万月分（1.2%）の減少、納付月数が前年度に比べ492万月分（4.5%）の減少となった結果、納付率は60.0%となり、前年度の62.1%から2.1ポイントの低下となっている（表38、図23）。

表38 納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
納付対象月数	19,060 (△ 7.5)	18,701 (△ 1.9)	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)
納付月数	12,793 (△ 2.4)	12,396 (△ 3.1)	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は前年度比（%）である。

図23 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

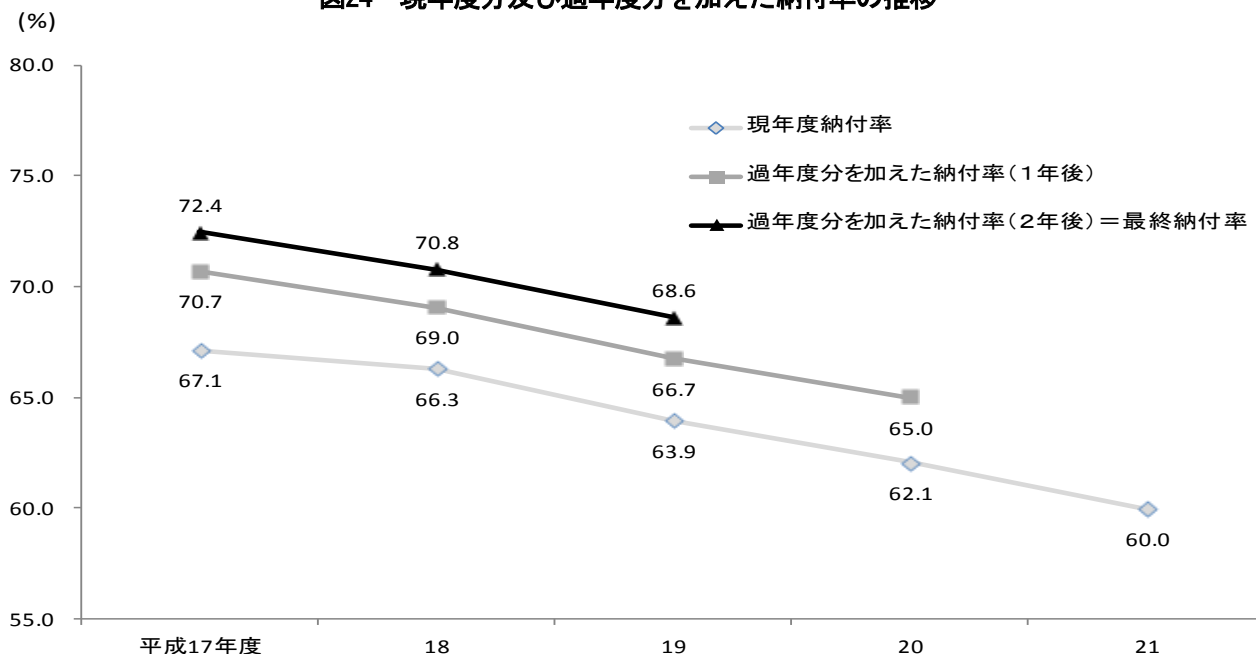


注 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数、学生納付特例月数、若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

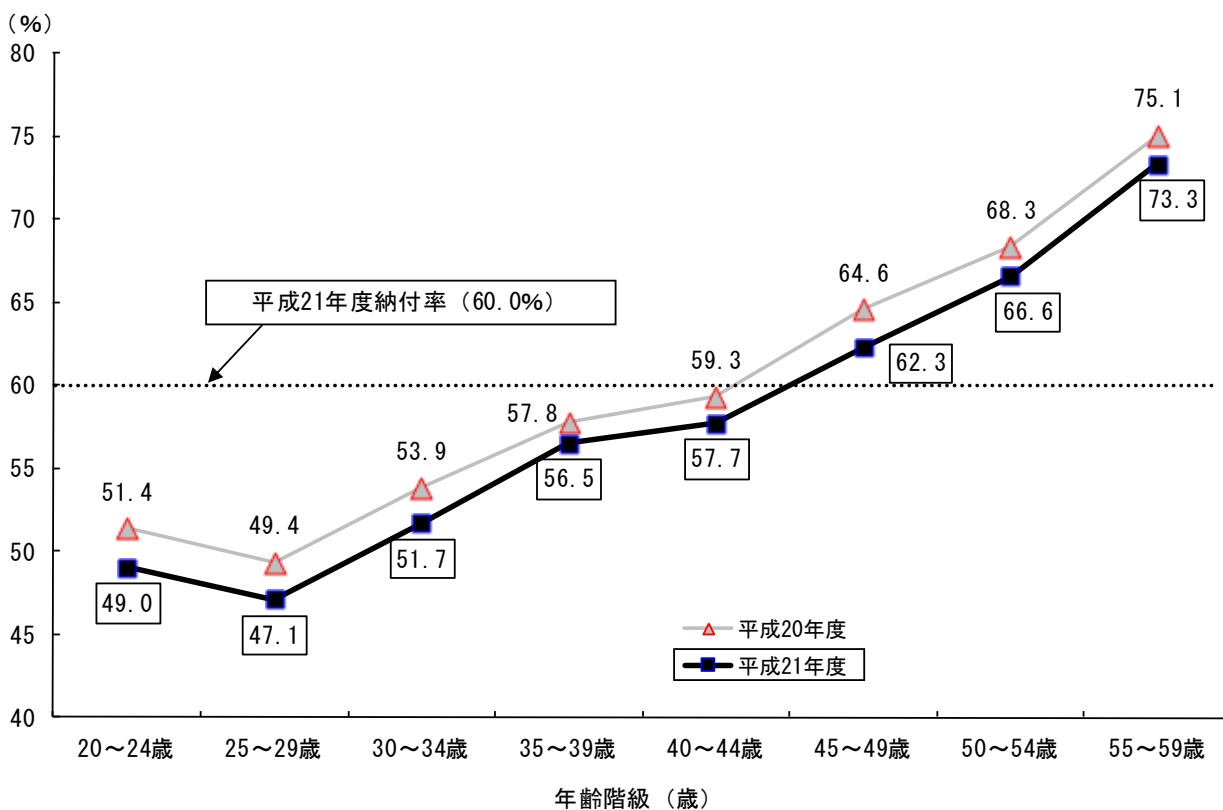
過年度分保険料を含めた納付率の年度推移は、平成19年度分保険料については68.6%、平成20年度分保険料については65.0%となり、前年度末と比較してそれぞれ1.9ポイントの伸び、2.9ポイントの伸びとなっている（図24）。

図24 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移



年齢階級別に保険料の納付状況を見ると、若年層は納付率が低調であり、高年層になるにしたがって納付率が高くなる傾向にある。前年度の納付率と比べると、すべての年齢階級において納付率が低下している（図25）。

図25 年齢階級別納付率



⑤ 納付率の変化要因

平成20年度から21年度の納付率（現年度分）の変化（2.1ポイント低下）について、要因ごとの影響をみると、主な要因として次のとおりとなっている（図26、表39）。

- 平成20年度のみ納付対象月がある者による影響（0.5ポイント上昇）
- 両年度とも納付対象月数がある者による影響（0.4ポイント低下）
- 平成21年度のみ納付対象月がある者による影響（約2.2ポイント低下）

図26 被保険者属性別の納付対象月数等の変化の状況

平成20年度の状況		平成21年度の状況	
1号資格喪失者 (納付率 65.5%)	20年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 79.9% (納付対象月 440万月)	納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 62.2% (納付対象月 1億2,420万月)
	その他の資格喪失した者 (20年度中に2号に移行した者等) 納付率 60.7% (納付対象月 1,320万月)		
	21年度末は申請全額免除者 納付率 23.7% (納付対象月 170万月)		
20年度は納付対象月があり、21年度は全額免除の者 (納付率 22.8%)	21年度末は申請全額免除者 納付率 23.7% (納付対象月 170万月)	納付対象月がある者 (納付率 62.2%)	21年度中に60歳に到達した者 納付率 80.7% (納付対象月 430万月)
	その他(21年度末学生納付特例者等) 納付率 22.1% (納付対象月 210万月)		
両年度とも納付対象月がある者 (納付率 62.6%)	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 62.6% (納付対象月 1億2,490万月)	納付対象月がある者 (納付率 62.2%)	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 62.2% (納付対象月 1億2,420万月)
	21年度中に60歳に到達した者 納付率 79.3% (納付対象月 780万月)		
	20年度全額免除だった者のうち21年度に納付対象者であったもの (納付率 28.4%)		
21年度のみ納付対象月がある者	20年度中に60歳に到達し、再取得した者等 納付率 56.6% (納付対象月 2,110万月)	納付対象月がある者	20年度中に60歳に到達した者 納付率 58.3% (納付対象月 2,300万月)
	20年度末は申請全額免除者 納付率 20.2% (納付対象月 230万月)		20年度末は申請全額免除者 納付率 20.2% (納付対象月 230万月)
	その他(この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等)		その他(20年度学生納付特例者等) 納付率 34.7% (納付対象月 300万月)
	20歳に到達した者(注1) 納付率 43.0% (納付対象月 270万月)		20歳に到達した者(注1) 納付率 43.0% (納付対象月 270万月)
	2号から1号になった者 納付率 59.0% (納付対象月 780万月)		2号から1号になった者 納付率 59.0% (納付対象月 780万月)
3号から1号になった者 納付率 74.8% (納付対象月 240万月)	3号から1号になった者 納付率 74.8% (納付対象月 240万月)		
新規資格取得者 (納付率 49.9%)	その他(注2) 納付率 17.6% (納付対象月 340万月)	新規資格取得者 (納付率 49.9%)	

注1 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が21.6%（納付対象月 170万月）、それ以外の者の納付率は77.3%（納付対象月 100万月）となっている。
 注2 「その他」には、2号から1号になった者で届出の提出がないため職種適用を行った者等が含まれている。

表39 被保険者属性別の納付対象月数等の変化の状況

		影響度
総数		△ 2.1
20年度のみ納付対象月がある者	20年度中に資格を喪失した者	△ 0.4
	20年度中に60歳到達	△ 0.5
	その他20年度中喪失	0.1
	20年度は納付対象月があり、21年度は免除の者	0.9
	申請免除者	0.4
学生納付特例者等	0.5	
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き対象月あり	△ 0.3
	21年度中60歳到達	△ 0.3
	その他(この2年間に資格喪失・取得を行った者等)	0.2
21年度のみ納付対象月がある者	20年度は免除者で21年度に納付対象月がある者	△ 1.0
	申請免除者	△ 0.6
	学生納付特例等	△ 0.5
	新規資格取得者	△ 1.1
	20歳到達	△ 0.3
	2号から1号となった者	△ 0.1
	3号から1号となった者	0.2
その他(注2)	△ 0.9	

注1：掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。
 注2：「その他」には、2号から1号となった者で届出の提出がないため職種適用を行った者等が含まれている。

⑥ 都道府県別納付状況

平成21年度中に納付された現年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は、全ての都道府県で低下している(表40)。

表40 都道府県別 納付状況

都道府県	平成21年度分 (現年度分)						過年度の納付率及び伸び			
	納付対象 月数 (万月)		納付月数 (万月)	対前年度比 (%)	納付率(%)	対前年度差 (ポイント)	平成20年度分 (前年度分)		平成19年度分 (前々年度分)	
	対前年度比 (%)	納付率(%)					対前年度伸び (ポイント)	納付率(%)	対前年度伸び (ポイント)	
全 国	17,308	△ 1.2	10,381	△ 4.5	60.0	△ 2.1	65.0	2.9	68.6	1.9
北海道	697	△ 3.4	410	△ 5.5	58.8	△ 1.3	63.9	3.8	67.7	1.8
青森県	203	△ 3.9	118	△ 7.4	57.8	△ 2.1	63.4	3.4	66.5	1.6
岩手県	175	△ 0.1	118	△ 6.0	67.5	△ 4.2	75.0	3.2	78.7	1.5
宮城県	330	△ 1.9	193	△ 4.4	58.4	△ 1.6	63.9	3.8	67.3	2.0
秋田県	136	△ 2.7	96	△ 6.9	70.5	△ 3.2	76.8	3.2	80.3	1.3
山形県	150	△ 0.7	106	△ 4.7	70.7	△ 3.0	76.5	2.8	79.4	1.5
福島県	266	1.2	161	△ 5.7	60.8	△ 4.4	68.2	3.1	71.7	1.6
茨城県	466	△ 1.0	267	△ 4.2	57.2	△ 1.9	61.6	2.5	65.0	1.7
栃木県	301	0.0	175	△ 3.9	58.2	△ 2.4	63.5	3.0	66.5	1.7
群馬県	301	△ 0.5	192	△ 4.2	63.8	△ 2.5	69.1	2.9	72.6	1.5
埼玉県	1,074	0.7	609	△ 3.3	56.7	△ 2.3	61.6	2.6	65.6	2.1
千葉県	902	△ 1.9	524	△ 4.0	58.1	△ 1.3	62.4	3.0	65.9	2.1
東京都	2,138	△ 0.4	1,205	△ 2.7	56.4	△ 1.3	61.0	3.3	64.9	2.6
神奈川県	1,245	△ 1.3	741	△ 2.4	59.5	△ 0.6	63.3	3.2	67.2	2.5
新潟県	288	△ 0.9	207	△ 4.2	72.0	△ 2.5	77.3	2.8	80.3	1.4
富山県	123	△ 0.3	86	△ 4.1	70.2	△ 2.8	75.4	2.5	78.6	1.5
石川県	140	△ 1.7	99	△ 5.5	70.3	△ 2.9	75.7	2.5	78.4	1.3
福井県	94	△ 1.4	67	△ 5.1	71.2	△ 2.7	76.6	2.6	79.5	1.3
福山県	123	△ 0.2	83	△ 5.1	67.2	△ 3.5	73.2	2.6	76.7	1.1
長野県	276	△ 1.0	191	△ 4.0	69.2	△ 2.1	74.2	2.9	78.1	1.5
岐阜県	284	△ 1.5	196	△ 4.8	69.0	△ 2.4	73.2	1.7	76.2	1.1
静岡県	519	△ 0.7	330	△ 3.8	63.5	△ 2.0	68.2	2.6	71.9	1.5
愛知県	993	△ 0.7	622	△ 3.6	62.6	△ 1.9	66.9	2.5	70.2	1.6
三重県	240	△ 1.0	160	△ 4.4	66.7	△ 2.4	71.2	2.1	74.6	1.5
滋賀県	168	0.0	112	△ 3.5	66.6	△ 2.4	71.5	2.4	74.7	1.5
京都府	336	△ 3.7	207	△ 5.7	61.5	△ 1.3	66.3	3.5	69.2	2.1
大阪府	1,209	△ 1.8	613	△ 5.7	50.7	△ 2.1	55.7	2.9	59.8	2.2
兵庫県	684	△ 1.5	403	△ 5.0	59.0	△ 2.2	64.3	3.1	67.8	2.0
奈良県	185	△ 1.7	117	△ 5.2	63.5	△ 2.3	68.3	2.4	71.3	1.8
和歌山県	139	△ 3.0	95	△ 6.7	68.6	△ 2.7	73.1	1.8	75.5	1.4
鳥取県	67	△ 0.4	44	△ 6.6	65.9	△ 4.4	73.2	2.9	77.4	1.4
島根県	71	△ 2.9	52	△ 7.3	72.4	△ 3.5	78.5	2.6	81.6	1.3
岡山県	213	△ 0.4	131	△ 4.7	61.6	△ 2.8	67.6	3.2	71.8	1.8
広島県	336	△ 2.0	215	△ 4.4	64.1	△ 1.7	68.9	3.1	72.1	1.9
山口県	156	△ 1.6	105	△ 6.6	67.1	△ 3.6	73.1	2.5	75.9	1.4
徳島県	94	△ 3.9	59	△ 7.0	62.6	△ 2.1	67.4	2.7	70.6	1.5
香川県	110	△ 3.2	76	△ 6.2	68.8	△ 2.2	74.0	3.0	76.9	1.4
愛媛県	169	△ 4.1	115	△ 7.0	68.3	△ 2.1	73.1	2.7	76.4	1.1
高知県	95	△ 1.3	59	△ 7.6	62.5	△ 4.3	67.4	0.6	71.5	0.1
福岡県	589	△ 0.5	337	△ 5.9	57.3	△ 3.9	63.6	2.4	67.2	1.4
佐賀県	107	△ 2.5	68	△ 6.9	63.9	△ 3.0	69.7	2.8	73.4	1.5
長崎県	188	△ 4.9	106	△ 6.7	56.4	△ 1.1	60.7	3.2	64.3	1.8
熊本県	253	△ 1.8	152	△ 6.0	60.3	△ 2.7	66.0	3.0	69.6	1.8
大分県	121	0.1	77	△ 7.2	63.3	△ 5.0	70.1	1.9	72.9	1.2
宮崎県	148	△ 2.0	88	△ 6.8	59.3	△ 3.0	65.5	3.2	68.2	1.5
鹿児島県	197	△ 0.7	114	△ 6.3	57.6	△ 3.4	63.8	2.8	68.0	1.5
沖縄県	208	△ 1.8	80	△ 6.1	38.4	△ 1.8	44.2	4.0	48.8	2.1

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

平成21年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給者数は2,779万人となっており、前年度末と比べると84万人の増加となっている。年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が88万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、通算老齢年金（旧法）が8万人、遺族年金が3千人の減少となっている（表41、表42）。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,481万人（受給者数の89.3%）、通算老齢年金（旧法）が117万人（同4.2%）、障害年金が168万人（同6.0%）、遺族年金が12万人（同0.4%）となっている。

<旧法拋出制>

平成21年度末における旧法拋出制年金の受給者数は335万人で、この内訳は、老齢年金が206万人（旧法拋出制年金受給者数の61.6%）、通算老齢年金が117万人（同35.1%）、障害年金が9万人（同2.7%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（同0.6%）となっている。

平成21年度末における老齢年金受給者数のうち、5年年金（国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金）の受給者数は4万人（同1.1%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給者数は202万人（同60.4%）となっている。

<基礎年金>

平成21年度末における基礎年金の受給者数は2,444万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,275万人（基礎年金受給者数の93.1%）、障害基礎年金が159万人（同6.5%）、遺族基礎年金が10万人（同0.4%）となっている。

表41 国民年金 受給者数（平成21年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	24,812	89.3	8,528	76.0	2,060	61.6	22,751	93.1
5 年 年 金 以 外	24,773	89.2	8,489	75.7	2,022	60.4	22,751	93.1
繰 上 げ	5,029	18.1	3,736	33.3	1,381	41.3	3,648	14.9
本 来	19,468	70.1	4,656	41.5	636	19.0	18,833	77.1
繰 下 げ	276	1.0	96	0.9	5	0.1	271	1.1
5 年 年 金	38	0.1	38	0.3	38	1.1	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,174	4.2	1,174	10.5	1,174	35.1	・	・
障 害 年 金	1,680	6.0	1,468	13.1	90	2.7	1,590	6.5
遺 族 年 金	120	0.4	51	0.5	20	0.6	101	0.4
合 計	27,787	100.0	11,221	100.0	3,345	100.0	24,442	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表42 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金			(再掲) 基礎年金		(再掲) 基礎年金
平成11年度	18,362	11,808	14,985	10,505	1,883	1,344	1,183	150	120
12	19,304	13,070	15,959	11,729	1,822	1,375	1,222	149	120
13	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147	119
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112
18	24,968	20,711	21,864	19,128	1,391	1,584	1,474	130	109
19	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	1,680	1,590	120	101

② 受給権者数

平成21年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給権者数は2,827万人となっており、前年度末と比べると85万人の増加となっている。年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が90万人、障害年金が4万人の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）が8万人、遺族年金が1万人の減少となっている（表43、表44）。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が2,502万人（受給権者の88.4%）、通算老齢年金（旧法）が118万人（同4.2%）、障害年金が180万人（同6.4%）、遺族年金が30万人（同1.0%）となっている。

<旧法拋出制>

平成21年度末における旧法拋出制年金の受給権者数は341万人で、この内訳は、老齢年金が210万人（旧法拋出制年金受給権者数の61.5%）、通算老齢年金が118万人（同34.6%）、障害年金が10万人（同2.8%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が4万人（同1.1%）となっている。

平成21年度末における老齢年金受給権者数のうち、5年年金の受給権者数は4万人（同1.2%）となっている。また、5年年金以外の年金の受給権者数は206万人（同60.3%）となっている。

<基礎年金>

平成21年度末における基礎年金の受給権者数は2,488万人で、この内訳は老齢基礎年金が2,292万人（基礎年金受給権者数の92.1%）、障害基礎年金が170万人（同6.8%）、遺族基礎年金が26万人（同1.0%）となっている。

表43 国民年金 受給権者数（平成21年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	25,015	88.4	8,591	75.1	2,096	61.5	22,919	92.1
5 年 年 金 以 外	24,974	88.3	8,550	74.7	2,055	60.3	22,919	92.1
繰 上 げ	5,050	17.9	3,754	32.8	1,397	41.0	3,654	14.7
本 来	19,648	69.5	4,700	41.1	654	19.2	18,994	76.3
繰 下 げ	276	1.0	96	0.8	5	0.1	271	1.1
5 年 年 金	41	0.1	41	0.4	41	1.2	・	・
通 算 老 齢 年 金	1,178	4.2	1,178	10.3	1,178	34.6	・	・
障 害 年 金	1,799	6.4	1,564	13.7	97	2.8	1,702	6.8
遺 族 年 金	295	1.0	113	1.0	37	1.1	258	1.0
合 計	28,286	100.0	11,446	100.0	3,408	100.0	24,879	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

表44 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成11年度	18,795	12,122	15,090	10,539	1,890	1,437	1,266	377	317
12	19,737	13,391	16,061	11,764	1,829	1,473	1,310	373	317
13	20,669	14,657	17,030	12,990	1,764	1,508	1,353	367	314
14	21,653	15,974	18,053	14,269	1,697	1,543	1,396	360	309
15	22,544	17,203	18,985	15,459	1,625	1,580	1,441	353	304
16	23,431	18,424	19,915	16,639	1,552	1,619	1,488	345	298
17	24,393	19,729	20,929	17,909	1,474	1,655	1,531	335	290
18	25,420	21,083	22,007	19,227	1,396	1,692	1,575	325	282
19	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	1,799	1,702	295	258

③ 老齢年金の繰上げ受給の状況

平成21年度に新規裁定された老齢年金受給権者（累計で23万人）のうち、繰上げ受給している者は5万人で、繰上げ受給率は22.8%となっている。平成21年度末の老齢年金受給権者全体（855万人）のうち、繰上げ受給している者は375万人で、繰上げ受給率は43.9%となっている（表45）。

表45 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移

(年度末現在、単位:人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給率	受給率	受給率	受給率		
平成17年度	9,043,757	4,409,316	48.8	4,554,136	50.4	80,305	0.9
18	9,017,684	4,275,301	47.4	4,655,978	51.6	86,405	1.0
19	8,956,677	4,138,828	46.2	4,726,056	52.8	91,793	1.0
20	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1

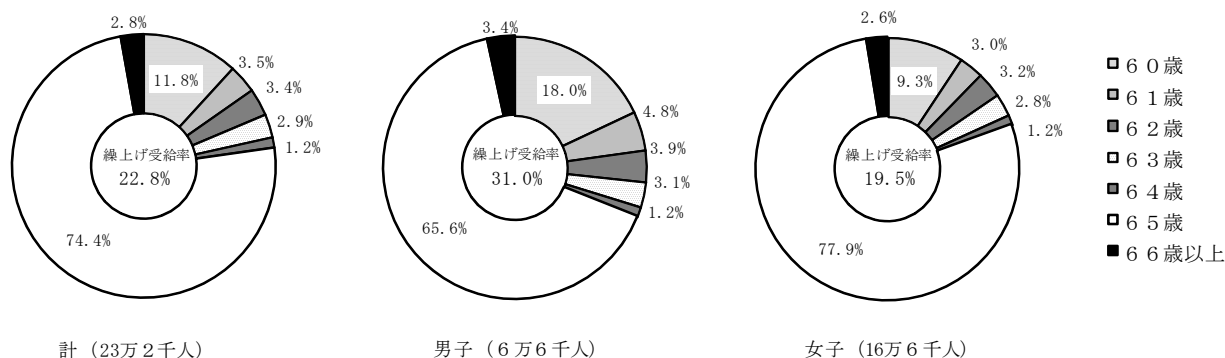
(新規裁定、単位:人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給率	受給率	受給率	受給率		
平成17年度	321,352	67,071	20.9	247,566	77.0	6,715	2.1
18	298,993	58,849	19.7	232,697	77.8	7,447	2.5
19	271,770	62,129	22.9	202,650	74.6	6,991	2.6
20	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3

- 注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）受給権者数に占める割合である。

図27は平成21年度の新規裁定者のうち、基礎のみ・旧国年の受給権者について受給発生時の年齢別の割合をみたものである。繰上げ受給率は22.8%（男子31.0%、女子19.5%）であり、60歳で受給を開始したものは11.8%（男子18.0%、女子9.3%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは74.4%（男子65.6%、女子77.9%）となっている。

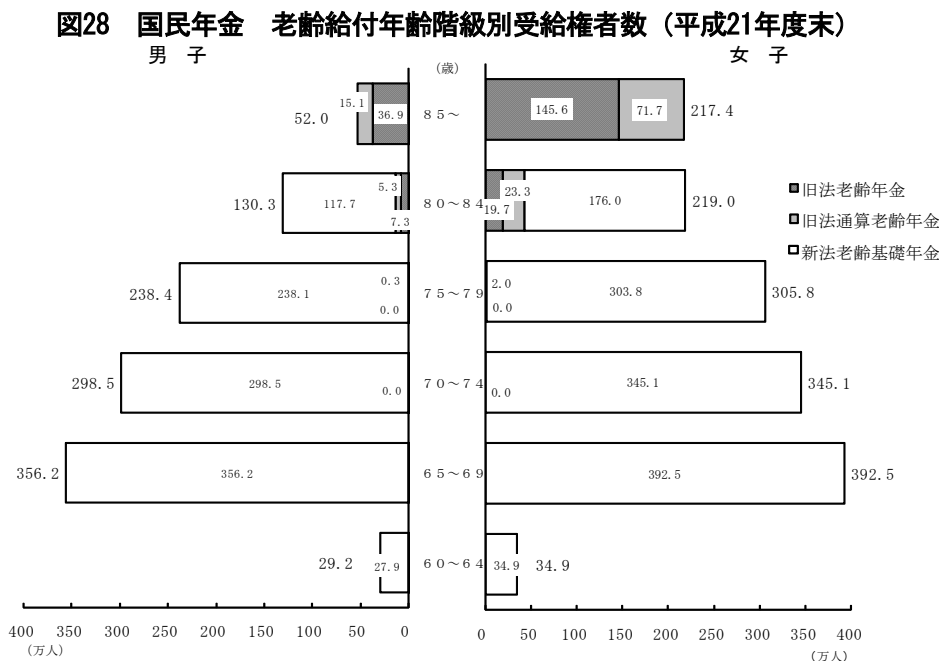
図27 国民年金 老齢年金受給権発生時年齢別受給権者数（平成21年度新規裁定）



注. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

④ 老齢給付年齢階級別受給権者数

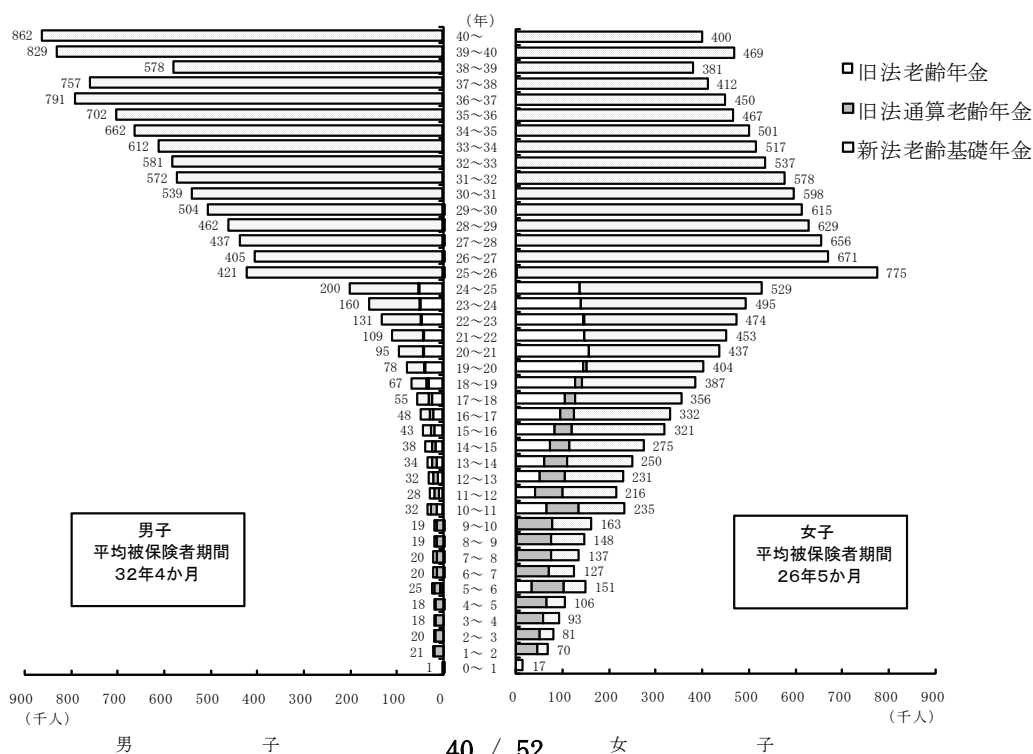
平成21年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,501万人（男子1,084万人、女子1,417万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ356万人、392万人となっている（図28）。



⑤ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成21年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図29のとおりである。老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が被保険者期間25年以上であるため、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が32年4か月、女子が26年5か月である。

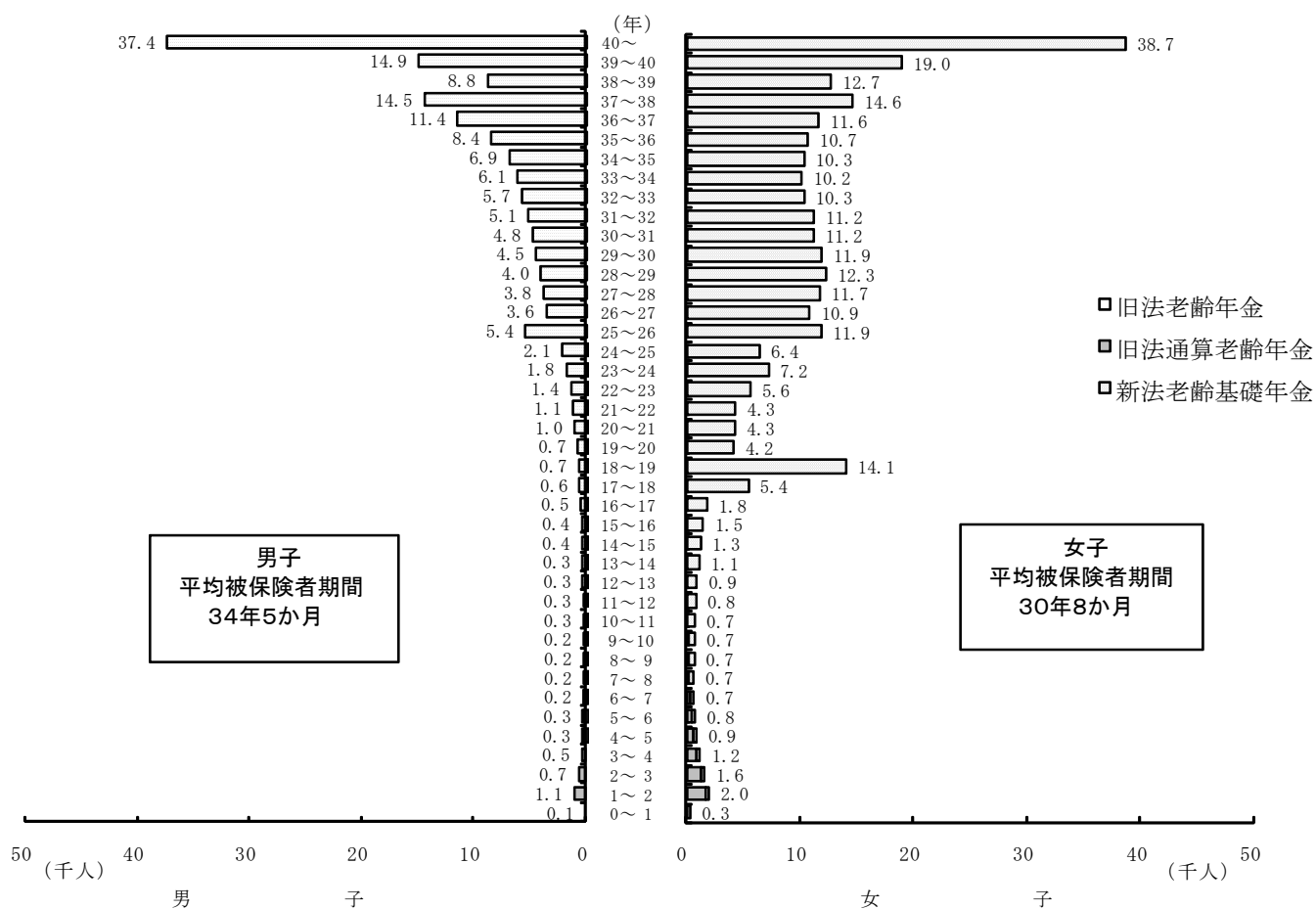
図29 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成21年度末）



老齢給付の平成21年度新規裁定者は44万人で、その被保険者期間別分布は図30のとおりである。被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者等である。

図30 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成21年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成21年度末における国民年金の受給者の年金総額は18兆421億円となっており、前年度末と比べると、6,775億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が16兆1,731億円、年金総額の89.6%を占め、通算老齢年金が2,582億円（同1.4%）、障害年金が1兆4,993億円（同8.3%）、遺族年金が1,174億円（同0.7%）となっている（表46）。

<旧法拋出制>

平成21年度末における旧法拋出制の受給者の年金総額は1兆3,374億円で、この内訳は老齢年金が9,892億円（旧法拋出制の年金総額の74.0%）、通算老齢年金が2,582億円（同19.3%）、障害年金が808億円（同6.0%）、遺族年金が92億円（同0.7%）となっている。

<基礎年金>

平成21年度末における基礎年金の受給者の年金総額は16兆7,047億円で、この内訳は老齢基礎年金が15兆1,839億円（基礎年金の年金総額の90.9%）、障害基礎年金が1兆4,126億円（同8.5%）、遺族基礎年金が1,082億円（同0.6%）となっている。

表46 国民年金 受給者年金総額（平成21年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		旧法拋出制年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	161,731	89.6	50,062	75.7	9,892	74.0	151,839	90.9
5 年 年 金 以 外	161,574	89.6	49,904	75.4	9,735	72.8	151,839	90.9
繰 上 げ	23,696	13.1	17,446	26.4	5,722	42.8	17,973	10.8
本 来	135,247	75.0	31,558	47.7	3,963	29.6	131,283	78.6
繰 下 げ	2,631	1.5	899	1.4	49	0.4	2,582	1.5
5 年 年 金	157	0.1	157	0.2	157	1.2	.	.
通 算 老 齢 年 金	2,582	1.4	2,582	3.9	2,582	19.3	.	.
障 害 年 金	14,933	8.3	13,092	19.8	808	6.0	14,126	8.5
遺 族 年 金	1,174	0.7	413	0.6	92	0.7	1,082	0.6
合 計	180,421	100.0	66,148	100.0	13,374	100.0	167,047	100.0

注. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

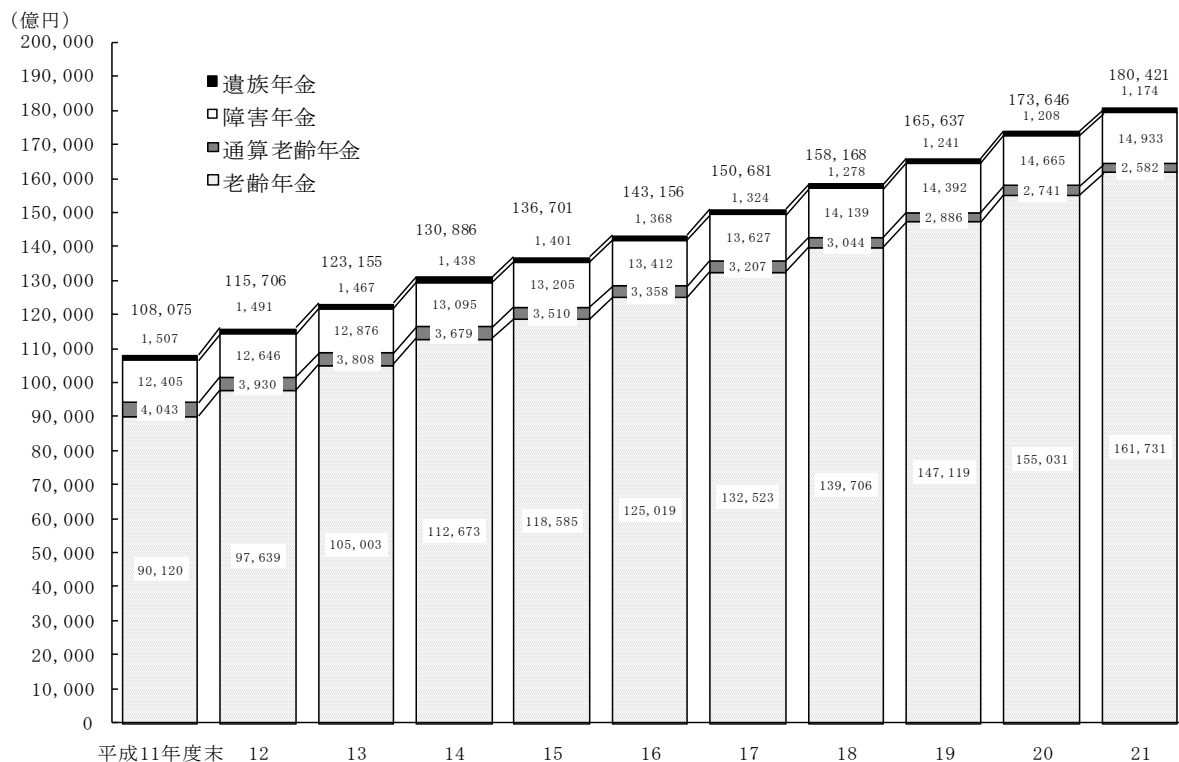
受給者の年金総額の推移を年金種別別にみると、前年度末と比較して老齢年金が6,700億円の増加、通算老齢年金が160億円の減少、障害年金が269億円の増加、遺族年金が34億円の減少となっている（表47、図31）。

表47 国民年金 受給者年金総額の推移

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成11年度	108,075	81,393	90,120	69,132	4,043	12,405	10,933	1,507	1,328
12	115,706	90,343	97,639	77,757	3,930	12,646	11,254	1,491	1,331
13	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218
18	158,168	141,092	139,706	126,753	3,044	14,139	13,157	1,278	1,182
19	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	14,933	14,126	1,174	1,082

(年度末現在、単位：億円)

図31 国民年金 受給者年金総額の推移



② 平均年金月額

平成21年度末の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万4千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万4千円、遺族年金が8万1千円となっている（表48、表49）。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げが3万9千円、本来が5万8千円、繰下げが7万9千円となっている。

表48 国民年金 受給者の平均年金月額（平成21年度末）

（単位：円）

	合 計	(再掲) 基礎のみ ・旧国年	旧法拋出制年金	基礎年金
老 齢 年 金	54,320	48,922	40,015	55,615
5 年 年 金 以 外	54,351	48,988	40,127	55,615
繰 上 げ	39,264	38,913	34,522	41,060
本 来	57,892	56,478	51,967	58,092
繰 下 げ	79,480	77,689	85,860	79,368
5 年 年 金	34,133	34,133	34,133	・
通 算 老 齢 年 金	18,321	18,321	18,321	・
障 害 年 金	74,060	74,303	74,397	74,041
遺 族 年 金	81,254	68,055	38,866	89,581
合 計	54,109	49,127	33,322	56,954

注. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

表49 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成11年度	50,118	54,839	17,899	76,888	77,030	83,444	92,595
12	50,984	55,247	17,975	76,666	76,772	83,502	92,527
13	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490
18	53,249	55,222	18,232	74,400	74,397	82,233	90,081
19	53,602	55,317	18,325	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	74,060	74,041	81,254	89,581

老齢基礎年金の受給者数は、平成21年度末現在で2,275万人となっており、平均年金月額については5万6千円となっている（表50）。

表50 国民年金 老齢基礎年金受給者状況の推移

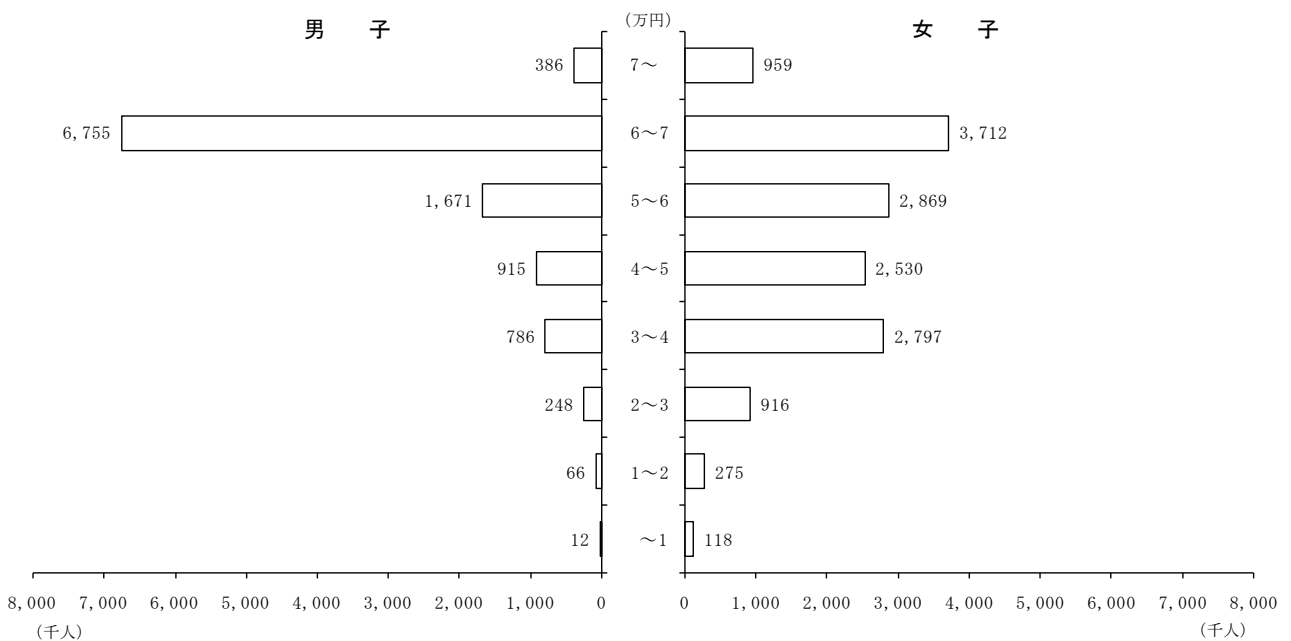
（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		本 来		繰 上 げ		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成17年度	1,786	55,276	1,451	58,438	319	39,799	16	77,432
18	1,913	55,222	1,565	58,170	329	39,981	18	77,369
19	2,037	55,317	1,674	58,100	342	40,252	22	77,942
20	2,166	55,477	1,787	58,083	354	40,692	25	78,645
21	2,275	55,615	1,883	58,092	365	41,060	27	79,368

③ 年金月額階級別受給者数

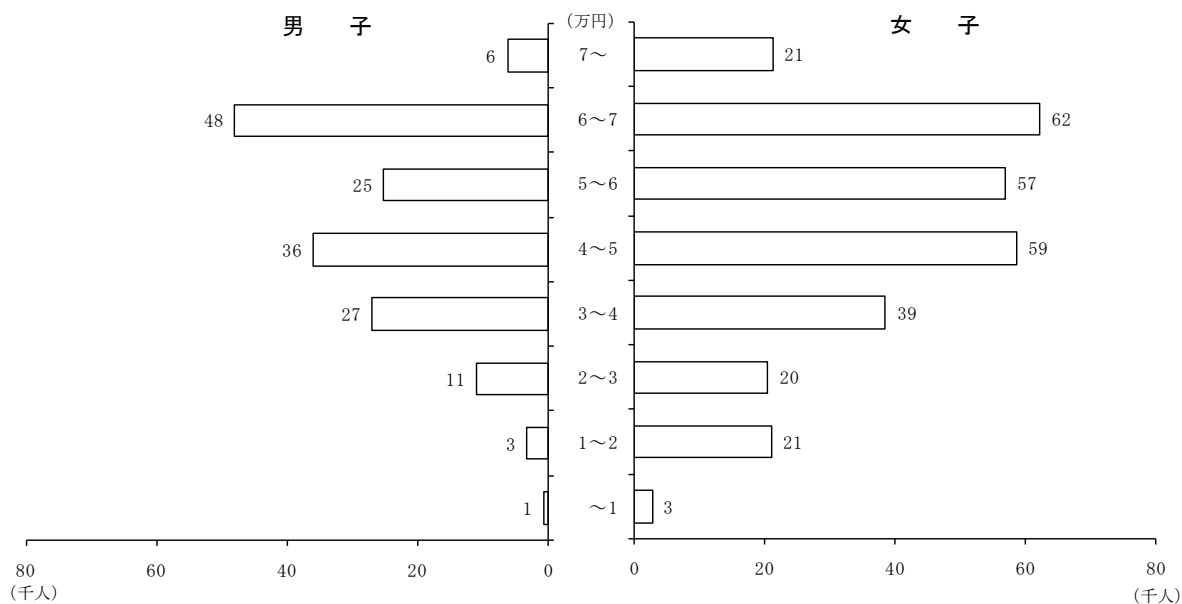
平成21年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが図32である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

図32 国民年金 老齢年金年金月額階級別受給者数（平成21年度末）



平成21年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが図33である。年度末と同様に男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

図33 国民年金 老齢年金年金月額階級別受給権者数（平成21年度新規裁定）



(4) 収支状況

平成21年度決算における年金特別会計国民年金勘定の収支状況を示したものが表51、図34である。

収入のうち、保険料収入は1兆6,950億円、国庫負担（一般会計からの受入）は2兆554億円であり、基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆7,813億円、実質的な支出総額が3兆9,911億円となっており、その収支差引残は2,100億円の不足となっている。

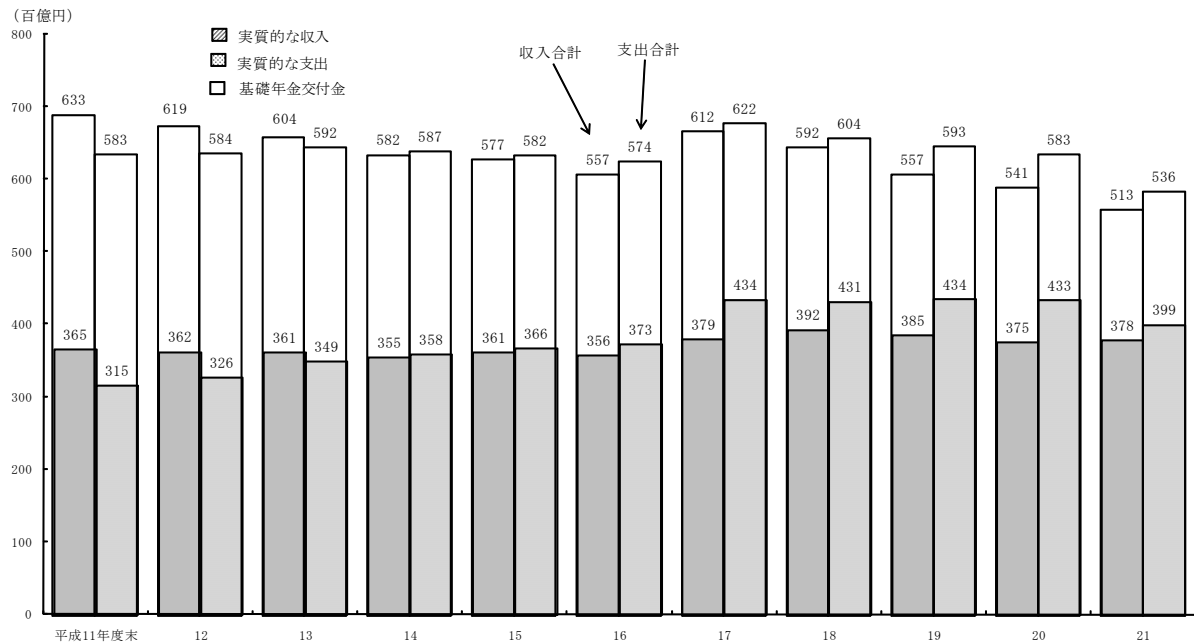
表51 国民年金の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成17年度	37,873	19,480	17,020	43,350	△ 5,478
18	39,228	19,038	17,971	43,082	△ 3,853
19	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098

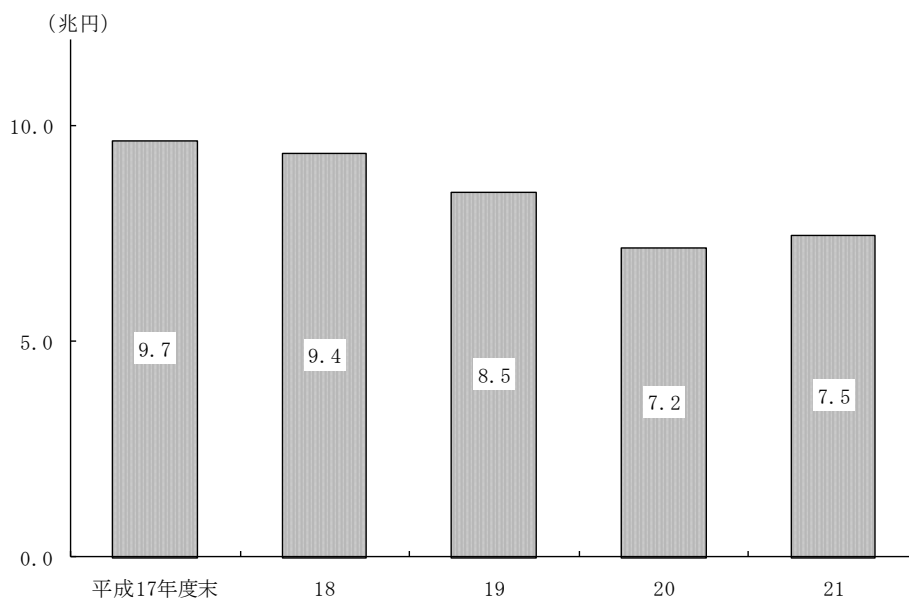
注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

図34 国民年金勘定収支状況の推移



平成21年度末の時価ベースの国民年金の積立金残高は、7兆5千億円となり、前年度末から3千億円の増加となっている（図35）。

図35 国民年金の積立金の推移（年金特別会計国民年金勘定）（時価ベース）



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。）に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表19の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成17年度6.88%、平成18年度3.07%、平成19年度△3.38%、平成20年度△7.29%、平成21年度7.48%である。（出所：「平成21年度 年金積立金運用報告書」）

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

平成21年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、19兆7,400億円であり、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が16兆4,240億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が3兆3,160億円となっている（表52）。

表52 基礎年金の給付に要する費用の状況

(単位：億円)

	平成12年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
費用負担	総額	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400
	（再掲）特別国庫負担分除く	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998
	国民年金	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802
	（再掲）特別国庫負担分除く	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400
	厚生年金保険	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933
	共済組合等	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665
	国家公務員共済組合連合会	3,569	3,719	3,915	4,009	4,087	4,190	4,300	4,428	4,613	4,949
	地方公務員共済組合連合会	9,705	10,088	10,635	10,905	11,074	11,300	11,571	11,845	12,170	12,881
	日本私立学校振興・共済事業団	1,116	1,175	1,259	1,319	1,376	1,443	1,524	1,602	1,694	1,835
	農林漁業団体職員共済組合	1,338	1,380	242	-	-	-	-	-	-	-
提出金単価（月額）（円）	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	
年金給付	総額	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400
	基礎年金給付費	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240
	みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160
	国民年金	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,765
	厚生年金保険	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244
	共済組合等	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151
	国家公務員共済組合連合会	2,077	2,004	1,925	1,825	1,729	1,638	1,543	1,448	1,344	1,247
	地方公務員共済組合連合会	4,724	4,509	4,325	4,026	3,770	3,563	3,350	3,181	2,963	2,781
	日本私立学校振興・共済事業団	239	228	218	204	192	180	168	156	135	123
	農林漁業団体職員共済組合	547	527	87	-	-	-	-	-	-	-

注．基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の2分の1は国庫負担となっている。ただし、平成15年度以前は3分の1、平成16年度は3分の1＋定額、平成17年度は3分の1＋1000分の11＋定額、平成18年度は3分の1＋1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1＋1000分の32が国庫負担となっている。

平成21年度の拠出金按分率は、国民年金が0.186、厚生年金保険が0.714、共済組合が0.100となっている（表53）。

表53 基礎年金拠出金算定内訳（平成21年度）

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団
基礎年金拠出金(億円)	197,400	36,802	140,933	19,665	4,949	12,881	1,835
拠出金按分率	1.000	0.186	0.714	0.100	0.025	0.065	0.009
拠出金算定対象者数(万人)	5,669	953	4,020	561	141	367	52
（再掲）第3号被保険者数(万人)	1,053	-	918	134	39	85	10

注1．国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

2．国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

5. 福祉年金

平成21年度末における老齢福祉年金の受給者数は8千人で、前年度末に比べて4千人の減少、年金総額は32億円で、前年度末に比べて15億円の減少となっている（図36、図37）。

図36 老齢福祉年金受給者数の推移

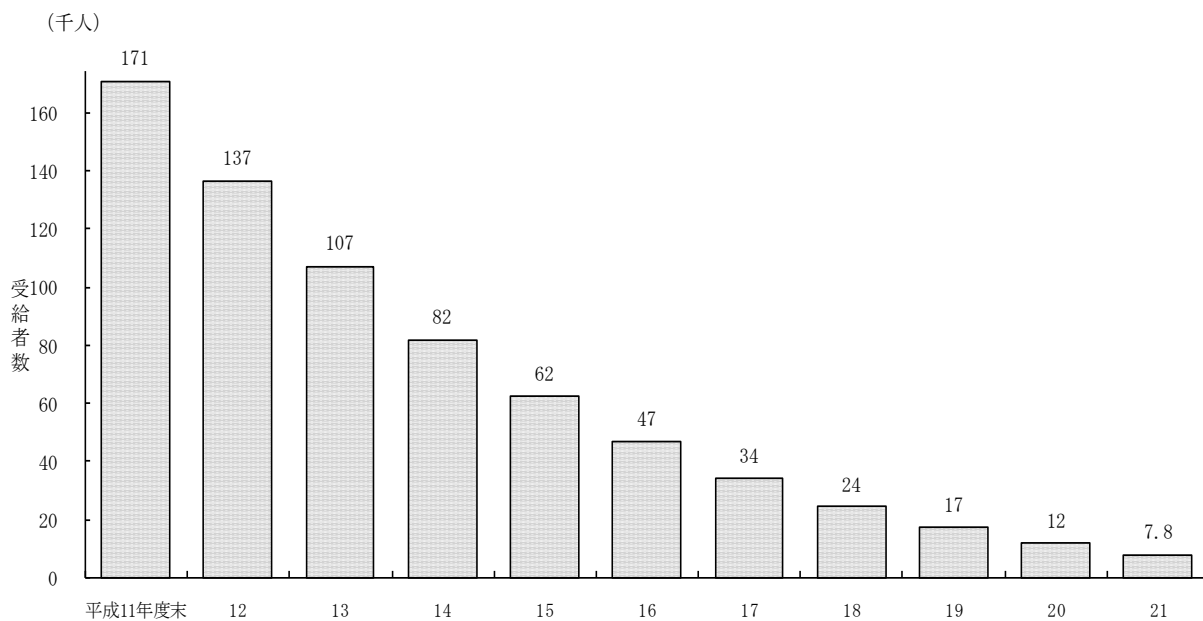
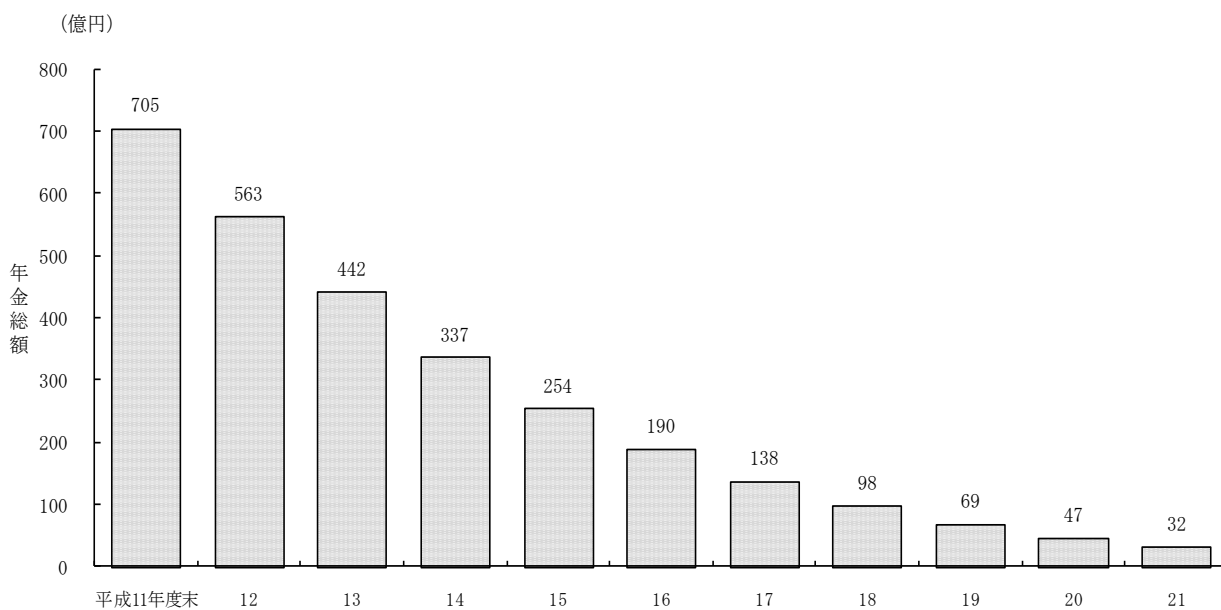


図37 老齢福祉年金受給者年金総額の推移



6. 特別障害給付金

平成21年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,126人、2級が6,592人、合計8,718人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が845人、2級が3,674人、合計4,519人となっている。また、配偶者の特別障害者数は、1級が1,281人、2級が2,918人、合計4,199人となっている。

平成17年4月から平成22年3月末までの累積不支給決定件数は、1,029件となっている（表54）。

表54 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（平成21年度末）

都道府県	特別障害者数												不支給決定件数			
	合計			1級			2級			合計				配偶者		
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級				
全 国	8,718	2,126	6,592	4,519	845	3,674	4,199	1,281	2,918				1,029			
北海道	548	141	407	211	24	187	337	117	220				52			
青森県	86	39	47	42	17	25	44	22	22				16			
岩手県	105	49	56	57	23	34	48	26	22				4			
宮城県	133	31	102	71	10	61	62	21	41				20			
秋田県	88	24	64	42	7	35	46	17	29				7			
山形県	71	27	44	42	14	28	29	13	16				2			
福島県	142	27	115	82	11	71	60	16	44				3			
茨城県	188	48	140	98	17	81	90	31	59				23			
栃木県	101	28	73	44	7	37	57	21	36				11			
群馬県	131	70	61	67	47	20	64	23	41				17			
埼玉県	354	53	301	161	14	147	193	39	154				44			
千葉県	361	95	266	166	37	129	195	58	137				55			
東京都	661	177	484	426	99	327	235	78	157				91			
神奈川県	552	164	388	259	60	199	293	104	189				59			
新潟県	147	26	121	78	12	66	69	14	55				6			
富山県	89	14	75	54	7	47	35	7	28				14			
石川県	78	9	69	41	2	39	37	7	30				5			
福井県	48	6	42	31	2	29	17	4	13				8			
山梨県	61	19	42	44	13	31	17	6	11				8			
長野県	103	26	77	75	15	60	28	11	17				19			
岐阜県	95	22	73	57	9	48	38	13	25				16			
静岡県	216	43	173	119	19	100	97	24	73				25			
愛知県	471	67	404	227	23	204	244	44	200				54			
三重県	104	21	83	56	8	48	48	13	35				13			
滋賀県	57	9	48	31	2	29	26	7	19				11			
京都府	165	29	136	76	5	71	89	24	65				30			
大阪府	638	182	456	248	60	188	390	122	268				36			
兵庫県	417	97	320	181	31	150	236	66	170				50			
奈良県	108	31	77	54	8	46	54	23	31				18			
和歌山県	71	23	48	36	9	27	35	14	21				6			
鳥取県	48	6	42	25	0	25	23	6	17				5			
島根県	63	22	41	44	15	29	19	7	12				7			
岡山県	213	51	162	117	21	96	96	30	66				16			
広島県	312	44	268	196	20	176	116	24	92				45			
山口県	151	67	84	94	39	55	57	28	29				30			
徳島県	63	26	37	35	16	19	28	10	18				9			
香川県	76	10	66	50	6	44	26	4	22				25			
愛媛県	118	25	93	53	6	47	65	19	46				15			
高知県	51	5	46	31	1	30	20	4	16				6			
福岡県	460	76	384	269	28	241	191	48	143				74			
佐賀県	58	18	40	39	9	30	19	9	10				6			
長崎県	125	38	87	67	20	47	58	18	40				6			
熊本県	162	52	110	95	26	69	67	26	41				7			
大分県	115	24	91	50	8	42	65	16	49				24			
宮崎県	94	32	62	43	8	35	51	24	27				7			
鹿児島県	149	21	128	92	6	86	57	15	42				16			
沖縄県	71	12	59	43	4	39	28	8	20				8			

注：「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成22年3月末までの累計である。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成21年度末）

都道府県	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	12,893,004	156,692	24,811,528	54,320
北海道	510,481	148,000	1,112,249	53,902
青 森	104,819	133,081	319,558	49,789
岩 手	127,663	134,654	321,693	53,157
宮 城	209,876	150,520	460,423	52,199
秋 田	110,963	132,190	291,922	51,678
山 形	126,075	133,438	297,620	52,841
福 島	204,901	138,071	448,963	52,530
茨 城	263,892	156,863	584,853	52,278
栃 木	187,872	150,080	400,861	52,418
群 馬	204,372	149,639	419,867	54,086
埼 玉	672,365	168,203	1,245,678	53,454
千 葉	580,654	172,999	1,118,616	53,842
東 京	1,078,576	172,935	2,141,100	54,057
神 奈 川	875,134	180,006	1,501,350	54,799
新 潟	288,625	140,357	543,374	54,770
富 山	158,066	146,019	245,833	57,721
石 川	139,504	144,408	232,172	56,929
福 井	108,531	139,838	171,164	56,835
山 梨	76,023	145,764	191,844	52,021
長 野	277,579	143,422	494,236	56,510
岐 阜	229,633	152,008	438,155	55,968
静 岡	458,891	153,205	776,319	55,778
愛 知	757,898	164,349	1,284,010	55,238
三 重	213,406	153,907	388,196	56,601
滋 賀	148,743	158,965	256,540	55,588
京 都	269,699	159,401	511,990	53,861
大 阪	883,057	163,591	1,576,754	53,146
兵 庫	603,218	167,760	1,071,389	54,686
奈 良	138,433	172,492	288,299	53,537
和 歌 山	101,091	152,036	240,056	51,748
鳥 取	73,439	133,143	129,975	56,491
島 根	95,699	133,833	176,972	56,780
岡 山	254,407	146,362	407,594	57,990
広 島	354,654	153,977	558,381	57,202
山 口	195,268	153,292	337,247	57,108
徳 島	88,494	133,016	176,353	53,277
香 川	129,404	144,283	215,067	58,123
愛 媛	163,315	141,643	326,257	54,737
高 知	85,815	134,935	184,837	53,322
福 岡	512,818	151,023	900,367	54,168
佐 賀	83,381	136,710	179,886	55,865
長 崎	134,223	146,125	311,045	52,896
熊 本	164,683	134,360	398,404	54,146
大 分	122,986	138,464	268,848	53,064
宮 崎	107,795	129,583	248,153	55,328
鹿 児 島	149,856	134,417	385,262	54,638
沖 縄	59,795	136,331	216,472	52,876
その他	6,932	149,666	15,324	29,932

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計である。老齢基礎年金受給者は被用者年金を上乗せ受給している者を含む。